

平成26年度 助成研究等報告書

2015年8月

公益財団法人横浜学術教育振興財団

ごあいさつ

理事長 矢部丈太郎

当財団は、横浜市内の大学や研究機関で研究に携わる方々の研究活動に対する助成を行うことにより、横浜市における学術研究活動の振興を図り、もって広く社会の学術・文化の発展に寄与しております。平成9年に創設されて以降、当財団の事業活動に対する関係者の理解も年々深まり、着実にその成果を上げてきております。これまで、当財団(旧法人を含む)は、延べ 515 名の研究者に対し、総額10,333万円の助成活動を行ってまいりました。平成 26年度におきましては、研究費助成 20名、出版刊行費助成1名、海外渡航費助成18名に対し助成を行いました。

学術・教育の振興を図る人材の育成や研究基盤の整備は、我が国経済の持続的な発展にとって喫緊の課題であります。しかしながら、国や地方自治体が財政難の折、経済的利益に直結しないような基礎的な研究や開発に必要な経費は削減される傾向にあります。当財団としては、地域貢献の一翼を担うべく、新時代に向けた先駆的・独創的な研究活動や社会的要請の強い研究活動に対して、これまで以上に充実した支援活動を進めてまいる所存であります。

ご承知のとおり、運用資金に対する利回りは低下しており、このままでは基金の原資はいずれ枯渇することとなります。研究者に対する助成活動の必要性和意義を認識され、できるだけ多くの後続研究者たちが永続してその恩恵に浴することができるよう、当財団へのご寄附をお願いできれば幸いです。

このたび、平成 26年度に助成を行った研究活動の成果を取りまとめた『平成 26年度助成研究等報告書』を刊行いたしました。ご高覧いただき、今後の研究活動の一助としていただければ幸いです。

目 次

研究助成

<人文社会科学>

ページ

- 知的障害者雇用において特例子会社に期待される役割に関する研究・・・・・・・・・・ 1
横浜市立大学都市社会文化研究科 博士後期課程 楠田 弥恵

- ヤオ族儀礼文献の文化資源としての活用—文献資料のデータ化と公開へ向けての試み— 5
神奈川大学経営学部 教授 廣田 律子

- 東日本大震災の惨状をめぐる映像表象についてのメディア論的研究・・・・・・・・・・ 8
横浜市立大学国際総合科学部 准教授 角田 隆一

- 持続可能な社会における「自由」と「平等」の均衡点に関する研究 —日本と台湾の地域社会の「伝統」的なタコ漁場利用を事例として—・・・・・・・・・・ 12
神奈川大学歴史民俗資料学研究科 博士後期課程
(現：東京都狛江市教育部社会教育課) 新垣 夢乃

- メディアによるレイシズムの拡散 十九世紀末フランスにおける反ユダヤ主義新聞 『リーブル・パロール』の研究・・・・・・・・・・ 17
横浜市立大学大学院都市社会文化研究科 共同研究員 鈴木 重周

- 非営利法人における内部統制構築の調査と分析・・・・・・・・・・ 21
横浜市立大学学術院国際総合科学群 准教授 長畑 周史

- 農林水産分野におけるABL（動産・債権担保融資）の展開と担保法の課題 25
—神奈川県等における取組事例の調査を中心として—・・・・・・・・・・
関東学院大学専門職大学院法務研究科 教授 村田 輝夫

<自然科学>

- 力触覚代替技術に基づく低負担・高機能な盲人安全杖の実現・・・・・・・・・・ 29
横浜国立大学工学研究院 研究教員（現 慶應義塾大学理工学部 助教） 野崎 貴裕

- 第一原理バンド計算を用いた有機超伝導体の有効模型構築と物性解析・・・・・・・・ 33
神奈川大学工学部 特別助教 相澤 啓仁

- 生態系における炭素・窒素循環を規定する土壌分解プロセスの気候変動に伴う変化予測・ 37
横浜国立大学環境情報研究院 産官学連携研究員 藤井 佐織

力覚フィードバック鉗子のための小型高出力リニアモータの開発研究（※特許申請中のため報告書への内容掲載を見合わせます。後日ウェブサイト公表します。）・・・・・・ **

横浜国立大学大学院工学研究院 准教授 下野 誠通

キラル型カーボンナノチューブの光学分割を指向した分子ピンセットの創製・・・・・・ 43

横浜国立大学大学院工学研究院 助教 伊藤 傑

無性・有性生殖プラナリアにおける寿命制御の種間比較・・・・・・ 47

慶應義塾大学理工学部 准訪問研究員

(現 鹿児島大学学術研究院理工学域理学系 助教) 野殿 英恵

小脳プルキンエ細胞の軸索起始部形成における MTCL1 タンパク質の役割・・・・・・ 51

横浜市立大学大学院生命医科学研究科 客員研究員 佐竹 智子

コムギの種子数を増加させる転写因子の機能解析・・・・・・ 55

横浜市立大学木原生物学研究所 助教 佐久間 俊

温度補償性を持つ ATPase 蛋白質 KaiC における類似した二つのドメインの機能分担の
解明・・・・・・ 58

横浜市立大学生命医科学研究科 助教 高井 直樹

<医 学>

グリオブラストーマに対する、抗がん活性を併せ持つ磁性体有機化合物を用いた化学・
温熱同時単剤療法・・・・・・ 62

横浜市立大学医学部医学科 助教 梅村 将就

多発性硬化症に対する新規治療法基盤の確立・・・・・・ 66

横浜市立大学大学院生命医科学研究科 教授 竹居 光太郎

同種造血細胞移植における鉄および炎症性関連マーカーの病態解明と治療法の開発・・・・ 70

横浜市立大学医学部 助教 立花 崇孝

大都市圏在住統合失調症患者における孤独感の実態と関連要因の検討・・・・・・ 74

横浜市立大学大学院医学研究科看護学専攻 修士課程 2 年 塩田 藍

海外渡航費助成

第 22 回原子力工学に関する国際会議	78
横浜国立大学大学院工学研究院 准教授 森 昌司	
第 41 回 配位化学国際会議	80
東京工業大学資源化学研究所 助教 須崎 裕司	
ロボット技術と自動化技術の国際会議	82
横浜国立大学工学研究院 准教授 瀧脇 大海	
アジア精密工学会(アメリカ精密工学会合同報告会)	84
横浜国立大学大学院工学府 博士課程前期 1 年 毛利 紀之	
第 6 回欧州数値流体力学会議	86
横浜国立大学大学院工学研究院 准教授 北村 圭一	
アメリカ/アジア精密工学会 (合同報告会)	88
横浜国立大学大学院工学府 博士課程前期 1 年 今村 凌大	
アメリカ精密工学会・アジア精密工学会合同会議	90
横浜国立大学大学院工学府 博士課程前期 2 年 大井 章生	
第 5 回アジア・オセアニア質量分析会議	92
横浜市立大学大学院生命ナノシステム科学研究科 助教 関本 奏子	
ロボットと人間のインタラクティブコミュニケーションに関する第 23 回 IEEE 国際シンポジウム	94
横浜国立大学大学院工学府 博士課程前期 2 年 石井 聡一	
日仏シンポジウム 生体分子の構造と機能分光と理論の技術的融合	96
横浜市立大学大学院生命ナノシステム科学研究科 博士課程前期 1 年 中村 大介	
第 8 回 国際高度実践看護師学術集会	98
横浜創英大学看護学部看護学科 助教 山下 麻実	
第 23 回国際結晶学会議	100
横浜国立大学大学院環境情報学府 博士課程前期 2 年 岡田 直也	

第2回国際看護健康学会	102
関東学院大学看護学部 助教 山之井 麻衣	
木質構造に関する国際会議 2014	104
横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 特別研究教員 中尾 方人	
光学測定国際会議 2014	106
横浜市立大学生命ナノシステム科学研究科 博士課程前期1年 堤 俊章	
ヨーロッパ心臓病学会 2014	108
横浜市立大学医学部 講師 藤田 孝之	
2014年度 在ブラジル日系永住者巡回診療健康調査	110
横浜市立大学医学部医療情報学 准教授 根本 明宜	
第4回アジア学校保健・栄養プログラムシンポジウム	112
横浜市立大学グローバル都市協力研究センター 特任助教 児玉 光也	

研 究 助 成

知的障害者雇用において特例子会社に期待される役割に関する研究

横浜市立大学 都市社会文化研究科 博士後期課程
楠田 弥恵

(研究目的)

共生社会の形成を推進する日本において、障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）はノーマライゼーションを基本理念として捉え、障害者は労働の分野において、その能力を発揮する機会を確保されるとしている。さらに、障害者自身は職業的自立に向けて、努力することが重要と指摘している点も注目される。しかしながら、知的障害者の労働収入は非常に低く、平成 25 年版障害者白書によれば、月額 1 万円までが 48.2%（うちゼロ円 3.5%を含む）、3 万円までが 61.2%と、就労しているにもかかわらず、およそ経済的自立には足りない金額となっている。こうした低収入の背景には、知的障害者の就労場所の 59.1%が授産施設・作業所などの福祉的事業であること（平成 25 年版障害者白書より）が挙げられる。福祉的事業所においては、就労者は訓練生として認識され、雇用関係は発生しない。そのため、最低賃金法の適用外に相当し、上記の低収入が発生する要因となっている。同白書によれば、一般事業所に勤務している知的障害者の平均月収は 11.8 万円であるのに対し、就労継続支援型事業所 B 型（上記の授産施設等に相当）に就労する知的障害者の月収は 1.4 万円となっており、両者の差は顕著である。

「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査の調査結果について」厚生労働省（2008）によれば、知的障害者においては、生産年齢人口（15 歳以上 64 歳以下）の半数以上が就業している。にもかかわらず、その収入が非常に低いという状況は早急に解決されるべき問題である。本研究は、この問題に対する解決策として、障害者雇用促進法第 44 条に規定される「特例子会社制度（注 1）」に注目し、同制度の活用によって、知的障害者の労働環境を改善することが可能ではないかという仮説を立て、検証することを目的としている。障害者雇用促進を使命として設立された特例子会社は、一般営利企業であるため、最低賃金は基本的に遵守される。また、障害者雇用を専門的に行う企業として、業種の選定から什器備品の設計、日々の細かな心配りに至るまで、特例子会社ならではの配慮ができる点もメリットである。

（注 1）特例子会社制度：企業が、障害者雇用に適した環境をもつ子会社を設立し、そこにおいて積極的に障害者を雇用していく。そして、その子会社（特例子会社）と親会社（グループ会社を含む）との間で、雇用された障害者数の通算ができるという制度である。本来一社一社の事業主が責任をもって、法定雇用率以上の障害者雇用をすべきであるという基本原則に対する特例であることが、特例子会社制度の最大の特色である。

特例子会社認定の要件

(1) 親会社の要件

親会社が、当該子会社の意思決定機関（株主総会等）を支配していること。（具体的には、子会社の議決権の過半数を有すること等）

(2) 子会社の要件

1 親会社との人的関係が緊密であること。（具体的には、親会社からの役員派遣等）

2 雇用される障害者が5人以上で、全従業員に占める割合が20%以上であること。

また、雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること。

3 障害者の雇用管理を適正に行うに足る能力を有していること。（具体的には、障害者のための施設の改善、専任の指導員の配置等）

4 その他、障害者の雇用の促進及び安定が確実に達成されると認められること。

(研究方法)

- 1) 2014年10月現在において厚生労働省のご協力により確認ができた特例子会社395社中、まず北海道から沖縄まで47都道府県のうち、特例子会社が存在する44都道府県（青森県、岩手県、福井県は一覧に該当なし）から各1社を任意に選択した。次に特例子会社が120社存在する東京都から25社、48社の神奈川県から7社、33社の大阪府から6社を任意抽出。その後、2社以上の特例子会社の存在する31都道府県より38社を任意選択して、合計120社を抽出した。その120社に対し、2014年10月-11月に渡り、郵送によって質問紙を発送し、60社より返送を受けた。
- 2) 知的障害者を積極的に雇用し、その能力を戦力として活用することに成功している特例子会社に対しヒアリングおよび見学を実施し、具体的にその成功要因を分析した。
- 3) 障害者雇用に関する先行研究・先行調査を精査し、知的障害者雇用および特例子会社に関するデータを入手、分析した。

特例子会社は、障害者の能力を生かし雇用を促進するために特例として設立された企業である。そのため、一般労働市場において競争力のある人々ではなく、労働市場において不利な立場にある人々を対象に雇用を進める保護雇用（注2）の場として機能しているか否かが、その存在価値につながってくる。その点を重点的に検証するため、以下の点をポイントとした。

(仮説の検証ポイント)

+ 通常の労働市場で雇用を得ることが非常に困難な立場にある人々が対象である

（スキルアップした人々の一般事業所への移行ルートが確立されていることを含む）

+ 最低賃金が保障されている

+ 能力を開発活用できる職場であり、昇進・昇給へのパスが示されている

（注2）保護雇用：社会には、労働市場において非常に競争力の弱い人々が存在しており、通常の競争においてはなかなか就労できないケースがある。そうした人々に対し、保護的な

雇用を創出し、労働社会の一員として参加することができるようにすべきである。この考え方に基づいた雇用は、「保護雇用」と呼ばれ、インクルーシブな雇用とは別の重要な役割を担っている。

(結果)

特例子会社120社に郵送した質問紙に対し、60社の返送を受け、その回答は非常に有益な内容であった。

以下、質問紙調査の結果をダイジェストする。まず、有効回答57社中37社が知的障害者を最も多く雇用しており、知的障害者と身体障害者を同数雇用している企業は2社あった。重度知的障害者を1人以上雇用している特例子会社は、有効回答56社中39社となっている。社員全員に最低賃金以上を支払っている特例子会社は有効回答52社中50社、2社が減額申請(注3)を一部実施している。知的障害者の担当職域は、清掃業務・工場作業・梱包発送・農業園芸・DM封入・社内便仕分け・コピー印刷製本・シュレッダー・パソコンデータ入力・書類の電子化等、非常に多岐に渡っており、重度知的障害者社員と非重度知的障害者社員の担当業務の間には、大きな差異はなかった。

知的障害者の昇進実績に関しては、有効回答47社中9社が正式な昇進人事を通しての昇進実績を有している。また7社がインフォーマルな先輩社員の位置付け等を実施している。一方、知的障害者社員同士の働きやすさにおいて、「フラットな組織」の方が適しているというコメントも複数存在し、職場環境設定におけるひとつのテーマとなり得る。特例子会社就労後スキルアップした障害者がよりインクルーシブな労働環境に異動した実績に関しては、有効回答56社中45社が実施経験なしと回答している。しかし、「親会社・グループ会社に異動する制度があり異動の実績がある」と回答した企業が6社存在し、少数ではあるが実施実績があることが判った。その他に、異動は可能であるとする企業も含めると10社前後が異動について前向きである。企業側は異動に前向きであるが、障害者社員自身がそれを希望しないケースもある。このようなケースにおいては、トライアル期間を設ける、あるいは加齢等により能力低下が生じた場合は、特例子会社に戻ることができるというシステムを設置することで対処できると考えられる。

また、質問紙調査と並行して、実際に特例子会社を訪問し、ヒアリング調査を行い、貴重なコメントを多数いただいた。製造業に従事している知的障害者社員はそれぞれの環境に一定の時間をかけて順応し、手順や小道具による工夫がなされた環境を自らも参加しながら作り上げ、順調な働きぶりを示している。数量の数え方・計量の仕方など日々の作業における小さな工夫・配慮が非常に大切である。

近年は、対人的あるいは接客的要素が入ってくる第三次産業に従事している知的障害者社員も、増加している。日本の産業構造が変化し、雇用吸収力が第二次産業から第三次産業へ移行している点は、障害者雇用においても同様である。この分野では、接客マニュアルを作成し、問いかけに対して一定の範囲で適切な受け答えができるように、分野毎に工夫がなされている。質問紙調査によれば、ロールプレイングを導入している例もみられた。また、作業終了後に毎日振り返りの発表をし合うなど、日々の積み重ねを大切にしている点は、いずれの場合も共通している。

(注3)減額申請：厚生労働省「精神・身体障害による最低賃金の減額特例制度について」

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11601000-Shokugyouanteikyoku-](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11601000-Shokugyouanteikyoku-Soumuka/0000035298.pdf#search)

[Soumuka/0000035298.pdf#search](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11601000-Shokugyouanteikyoku-Soumuka/0000035298.pdf#search) (2015年6月10日現在)によれば、

「精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い方などについては、一般労働者に適用される最低賃金をそのまま適用することとすると、かえって雇用の機会が失われるおそれがある。このため、本制度は、最低賃金法第7条に基づき、都道府県労働局長の許可により、労働能力その他の事情を考慮して定める率(減額率)を最低賃金額に乗じて得た額を減額の上、最低賃金法を適用する制度」ということであり、その対象者は以下の通りである。

「減額の特例許可の対象となる労働者(減額対象労働者)の範囲は以下のとおり(最低賃金法第7条)。

- ① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ② 試の使用期間中の者
- ③ 基礎的な技能および知識を習得させるための職業訓練を受ける者
- ④ 軽易な業務に従事する者
- ⑤ 断続的労働に従事する者

(成果・考察)

特例子会社は保護雇用の場として機能している

特例子会社は、一般企業では就労が難しいと考えられてきた重度を含む知的障害者を積極的に雇用する傾向にあることが判った。特例子会社により創出される雇用は、主として労働市場においてきわめて不利な立場におかれている障害者を対象としていることが多く、保護雇用と呼ばれる雇用形態に相当することは前述のとおりである。

そもそも共生社会が提言する「ともに生きる社会」とは、インクルーシブな労働環境を意味している。実際、健常者と障害者が一般企業において協働し、その多様性に触発されて、職場の雰囲気改善された、離職率が低減した、それらを通じて企業利潤の上昇が得られた等の実証が学術的になされている。それに対し、特例子会社が創出している保護雇用は、インクルーシブな労働環境への就労に不安を感じている人々、一般企業への就労がその時点でむずかしいと考えられる人々に対し、最低賃金が保障される環境下で、各自の能力が開発され得る仕事に就労する機会の実現を目的としている。したがって、保護雇用によって就労機会を得、仕事を通してスキルアップし、一般労働市場においても競争力がもてるようになった人々は、よりインクルーシブな労働環境へ移行可能であることも大切である。

本研究によって、特例子会社は保護雇用の場として、最低賃金以上を保障し、多くの知的障害者に就労の機会を創出してきたことが判った。また、その潜在的であった業務遂行能力を引き出し、ひとりひとりの社員が企業利潤追求に貢献し得る、やりがいのある職場作りに成功している例もみえた。これらは、本研究の問題意識として掲げた「知的障害者は生産年齢人口(5歳以上64歳以下)の半数以上が就業している。にもかかわらず、その収入が非常に低い(月額1万円までが48.2%)という状況」を改善するためにきわめて有効であると考えられる。

一方今後の問題点としては、スキルアップした知的障害者社員が、よりインクルーシブな労働環境に移行するためのシステム作りが挙げられる。これには、昇給・昇進・異動等の処遇が含まれる。すでにこれらに取組み、実績を有している特例子会社も存在するが、まだ少数であり、今後の検討が必要である。

ヤオ族儀礼文献の文化資源としての活用 —文献資料のデータ化と公開へ向けての試み—

神奈川大学 経営学部教授
廣田 律子

(研究目的)

ヤオ族は従来焼畑による移住を長期間重ね中国南部から、広く東南アジア大陸部（ラオス・ベトナム・タイ・ミャンマー）へさらに難民としてアメリカ等に移住した。世界各地に分散して居住しているヤオ族だが、中国文化の圏外へと跨境（こきょう）してなお漢文化から受容し自ら体系化した漢字文書を保持し続け、この漢字文書は種々な儀礼で使用され、ヤオ族の重要な文化資源である。これまで儀礼文献（漢字文書）は、多面的で豊富な内容をもつにもかかわらず、解読すること自体が十分に実現されてこなかった。

本企画では中国湖南省藍山県に居住する過山系ヤオ族が伝承する儀礼文献と儀礼の実践の両面から、ヤオ族の儀礼知識の全容を把握し、全体像を明らかにすることを目的とする。まず儀礼の進行に欠かせない儀礼文献のうち「伝度書」「請聖書」の翻字・文字データ化を図るところから着手する。その上で複数の異本との対校が実現し、文献学的儀礼研究との接合が可能となり、儀礼史の上に位置付けることに繋がる。さらに本企画によりヤオ族の儀礼文化が人類文化としての価値を有するという発掘顕彰が論議されるきっかけとなると考える。

(研究方法)

これまで行なってきた儀礼調査と文献の収集及び解読作業により、遠く離れる中国湖南省のヤオ族とタイ北部やラオスのヤオ族が継承する儀礼知識が相当程度相同であることがわかってきた。これはヤオ族の儀礼が文献の読誦により進行し、文献をお手本として文書が作成されるからだが、道教的な宗教儀礼の知識が広い地域にわたり、長年維持・伝承されてきたことは驚嘆すべきことである。本研究によって、文献・文書のみならず、それがいかなる目的でどの段階でどのように作成・使用されるかという儀礼の実践との対応を明確に記録化し保存することで、宗教儀礼知識の総体を立体的に継承することが可能となる。

本企画ではすでに収集した文献、写真及び映像資料のデータ化を進め公開を図ることで中国を初めとし、タイ・ベトナム・ラオス・ミャンマーなど世界に分散したヤオ族自身にとってばかりでなく人類にとっての文化財として、国際的な発信を行ない、社会に還元したい。

具体的には、湖南省藍山県のヤオ族に伝承されている「請聖書」「伝度書」「歌書」

「曆書」「超度書」「意者書」「書表書」等複数のジャンルに分けられる膨大な儀礼文献（約80冊）のうち、男性が祭司となる重要な通過儀礼で使用される「伝度書」「請聖書」5冊分の翻字・翻訳を進め文字入力しデータ化する。文字データの文字コードはUTF-8を使用し、UTF-8に収録されていない文字で部首や他の字に分解できるものは〔部首等+他の字等〕の形で入力する（例：〔口+声〕）。インターネット公開時の閲覧者の利便性を考え、特殊なフォントや外字領域は使用しない。

さらに湖南省藍山県で実施された度戒儀礼において「伝度書」「請聖書」が使用されて執り行なわれた儀礼の実践を撮影した画像、映像のデータ化を行なう。デジタルカメラで収録した画像データは、画素数・圧縮率等にばらつきはあるが、総じて1枚あたり1メガバイト以上あり、そのまま公開するには適さない。インターネット上でのスムーズな公開のため、1枚あたり数百～数十キロバイトになるよう再圧縮を行なう。デジタルビデオカメラで収録した映像データ（mpeg2 形式、720×480、29.97fps、9100Kbps）のカット編集、字幕の挿入等を行なう。インターネット上で公開するためのFLVファイルとDVDに収録するためのDVD Videoファイルに再圧縮する。

（結 果）

儀礼調査の対象地であり、今回データ化を行なった儀礼文献の採集地である中国湖南省藍山県のヤオ族の祭司が所有し、通過儀礼（還家愿儀礼・度戒儀礼・葬送儀礼）で現在も使用されている極めて重要な儀礼文献である「伝度書」「請聖書」に分類できるヤオ族文化研究所整理番号、A-11、A-16a、A-32b、Z-13、Z-16の5冊約660ページ分の手書きの写本の文字を解説し、文字入力しデータ化する作業を行なった。

さらに儀礼文献の読誦によって進行される通過儀礼の画像・映像の整理・データ化を行ない、ウェブサイト上の還家愿儀礼・度戒儀礼程序に挿入する作業を進めた（科研費による）。今回の助成により文字に入力しデータ化を済ませた文献のアップロード作業を今後進める予定である。

（成果・考察） 等

この儀礼文献及び画像のデータ化によりウェブサイト上での公開が可能となることで、ヤオ族の儀礼知識を明らかにするための研究に供することになるほか、ヤオ族自身が自民族の儀礼文献を文化資源として再発見し再評価するきっかけとなる。すでに本研究の活動に呼応して、新たに湖南省瑶族文化研究センターが設立されたほか、相同の儀礼知識を伝承してきたものの継承の危機を迎えているタイやベトナムのヤオ族が藍山県の儀礼で使用する文献資料の提供を望んでおり、すでに2014年1月に藍山県の祭司とタイの祭司の交流が実現したほか、2016年2月にはベトナムの祭司との交流も計画している。ヤオ族の儀礼伝承にさらなる展開が予想される。このような継承の危機にある儀礼と文献及び儀礼の実践を収集・記録・保存・公開することは、ヤオ族の社会にとどまらず人類文化の保存・継承・活用の観点からもその意義は大きいといえる。

すでにヤオ族文化研究所に写真版で収集されている中国（湖南省藍山県、江華県、資興市、大瑤山瑤族自治県、賀県約100冊）、タイ（パヤオ県約20冊）、ベトナム（ラオカイ省約20冊）のヤオ族の間に伝承される写本やヤオ族の文献を収蔵している国内外の諸機関（バイエルン州立図書館・ボードリアン図書館・アメリカ議会図書館・南山大学人類学博物館約800冊）で資料の閲覧収集を進めているが、今回データ化した「伝度書」「請聖書」を手始めに同種の複数の異本と対校することで藍山県の文献の個性と普遍性を明確にする方法が確立できたと考える。さらにその他のジャンルの文献についても複数の写本を付き合わせて、異本間の対校にも着手する計画である。今回の助成を頂いて得ることができた経験を踏まえ、膨大な関連する漢字文書を理解する前提となる資料状況の特性に即した研究方法を確立するめどが立ったといえ、今後、文献学的儀礼研究との接合が可能となり、儀礼史の上に位置付けることにも繋がると考える。

諸機関やヤオ族のネットワークとの連携関係を確立し、データ化した資料の提供を活発化することでヤオ族文化研究所をヤオ族の儀礼と文献の保存・活用・継承に資する研究拠点として、国際的な研究ネットワークの構築を充実させ、研究交流をさらに促進したいと考える。

東日本大震災の惨状をめぐる映像表象についての メディア論的研究

横浜市立大学国際総合科学部国際教養学系准教授
角田 隆一

研究目的

東日本大震災は、映像としてどのように表象され、伝えられたのか。われわれはこの問いに対して強い問題意識をもって向き合う必要がある。なぜなら多くの者は震災を多かれ少なかれメディアを通して経験しており、このメディアの映像表象によって震災に対する理解や想像力の方向性が強く規定されてしまっていることが十分に考えられるからである。

長いスパンで最終的に目指しているのは、東日本大震災をめぐる映像についての総体的な表象構造の把握である。したがって、震災をあらわす映像表象に広く持続的に目を通しながら、必要に応じて収集するとともに、それら膨大な表象を類型化・抽象化して理論的なマッピングをおこない、その表象の社会的な表象構造を考察する。しかしながらたんに批判的考察に終始するのではなく、震災に対する多角的・多層的な理解を生む表象についても積極的に分析対象に取り込んで考察をおこなうことで、震災をめぐる映像表象構造の問題と可能性の双方を見通せる研究成果を提出することを目指したい。

本研究においては、この大きな研究課題のうち、対象を写真集に限定し、助成金額の範囲内での表象の収集ならびに表象構造についての問題発見的な分析作業をおこなう。

研究方法

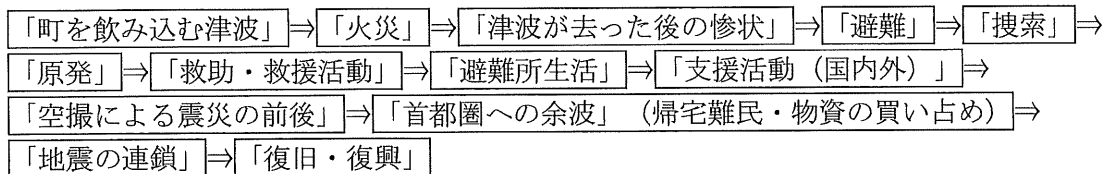
まずは国立国会図書館のデータベース（蔵書・資料・雑誌記事）において、「震災」＋「写真」・「表象」のキーワード検索から研究作業を始めた。さらにそこで集められたデータを取っ掛かりにしながら、インターネットによる検索、テレビ・新聞・雑誌・書籍といった各種メディアからの情報、人からの情報提供なども付加し、これらを総動員して雪だるま式に情報を集め、広範にわたる映像表象に触れた。そして必要に応じて収集し、一部データ化しながら分類作業をして分析を進めた。検索や収集の方針としては、プロの写真家による報道写真や芸術写真、一般の人々による写真投稿のいずれかを特権化させすぎないこと、また広範に流布した典型的な表象のみならず震災に対する多角的・多層的な理解をもたらしてくれるような表象についてもできるかぎり目を配るようにつとめた。

研究の結果と考察

インターネット上を含め社会に流布している震災をめぐる写真は、実は考えられているほどバラエティに富んだものではなく、同じ写真がたんに使い回されて拡散しているものも少なくない。そしてこれら流通している写真を数多く収め、震災映像表象の中核的位置を占めているメディアの一つが震災報道写真雑誌である。震災発生から約1カ月の間に「特別」あるいは「緊急増刊（復刊）」などとタイトル冒頭に銘打たれて地方新聞社や大手新聞社などから立て続けに臨時刊行された。これらは主として、写真とキャプションが中心で、価格は

500円～1500円、大きさはA4版、ページ数は50～100p程度に設定されており、一般の人々が手に取りやすく読みやすいことに主眼が置かれていることが分かる。ここでわれわれが注意を向けなければならないのは、このように社会に流通し、一般的な震災イメージを強く方向づけたであろう震災報道写真雑誌が、きわめてシンプルな型＝物語構造に基づいているということ、そしてさらに重要なこととして、これらは様々な出版元から数多く刊行されたのにも関わらず、この物語構造が頻繁に既視感を抱くほどに反復されているということである。

まず第一に確認しておきたいのは、物語内容の構成である。たとえば震災報道写真雑誌の範型の一つとして挙げられる『特別報道写真集 東日本大震災 地震・津波・原発被災 1カ月の全記録』（【図1】）*を取り上げてみよう。この内容構成について、見出しを参考にしながら内容を分割して整理すると、次のようになる。



『緊急出版 特別報道写真集 巨大津波が襲った 3・11大地震——発生から10日間の記録』（河北新報社、2011年4月8日発行）の目次では、この典型的な内容構成がさらにはっきりと明示されている（「津波」⇒「惨状」⇒「原発」⇒「救助」⇒「避難」⇒「前へ」）。順序や内容にももちろん微細な違いはあるが、他の雑誌においてもおおそ同様の内容構成となっており、しかも各内容を表わす写真がかなりの程度似通っている。つまりわれわれはたとえ複数の写真雑誌を横断してみても、基本的に同様の内容構成を反復させられてしまうのである。

第二に、物語の始点／終点に配置される写真の共通する傾向である。始点のパートにきまって配置されるのが飲み込む津波や火災の様子を写した写真（【図2】）であり、ここで見る者はこの強度ある視覚的刺激に促されながら物語の中に引き込まれていく。終点のパートでは子供の写真が増加するという傾向も注目すべきである。そこではおそらく希望や未来といったメッセージが暗に込められており、これによって物語が“無事に”締め括られるのである。上記河北新報社の雑誌においては、震災発生わずか数日後における子供の笑顔や震災発生当日に誕生した子供の写真を用いて「希望」と大きく記されている（【図3】）が、ここでわれわれは、大混乱の只中にあった震災発生数日後の現場の状況と突き合わせてこの時期尚早な締め括りを捉え返す必要があるだろう。また、この終点のパートは前後の流れから見ると唐突な印象をもつものも少なくない。このことは、最後の締め括りによって、いかに当時の事態に対する強引な捨象や圧縮がおこなわれているかを良く物語っている。

第三に、冒頭の津波や火災の写真において撮影時刻が克明に記されていることも共通する。今回の震災は津波被害が大きなインパクトであったため、迫り来る強大な津波が町を飲み込んでいく過程を細かな分刻みで表象することは迫真性が増す。さらには物語の導入局面においてはドラマティックなリズムも付与される。しかしわれわれはここでも写真雑誌の物語に従属して単純化され劇的に示された単一の時間に飲み込まれてしまい、実際は複数の事態がきわめて複雑に生起していた事実に対する想像力を周到に逸らされてしまっている。

また第四に、前景化／後景化される写真の傾向も共通している。前景化されるのは、非日

* 震災を全国的な広い観点から概観する狙いのもと、全国新聞社出版協議会（共同通信加盟の北海道から沖縄までの全国の新聞社と共同通信社の出版部門の45社で構成）の合同出版として企画され、4月23日に同一内容が全国規模で一斉に販売された（信岡朝子「震災の写真表象」『エコクリティシズム・レビュー』）。

常的でスペクタクル的性格をもつ惨状の場面と美談的性格をもつ場面である。強大な津波によって船、電車、車などが通常ではありえない場所に運ばれてしまった様子や火災の様子、巨大な瓦礫などがとりわけ強調される。これらの写真は見開きいっぱい大きく用いられることが多く、たとえば火災が色鮮やかなコントラストを生み出すであろう夜にわざわざ撮影されていることにも良く表れているように、誌面に「映える」ことが強く意識されている。非日常的でスペクタクル的な惨状の表象は、被害の甚大さを伝える側面もあるが、同時にその出来事をaestheticに受容することへと導くとともに、問題をぼんやりと抽象化させ、言語的に分節化するわれわれの想像力を奪う側面もある（S. ソンタグ『他者の苦痛へのまなざし』）。救助・救援に関わる美談的なシーンも強調される表象の一つだが、こちらはわれわれにとって読解＝言語的分節化が容易でくっきりと焦点が結ばれる。非日常的・スペクタクル的な惨状の表象によって言語的分節化に躓き、行き場を失ったわれわれの思考は、上述した終点のメッセージ同様、ここにすっきりとした落ち着き所を見つけるのではないか。対照的に、徹底的に後景化されるのが人の死（遺体）で、シートや毛布が掛けられた遺体ですら僅少である。読者への配慮に基づくにしても、実態に反して死の雰囲気すらかき消されてしまう現況に対しては、いま一度報道写真のあり方をめぐって議論がなされるべきである。

コンパクトなメディアとしての震災報道写真雑誌は、震災発生直後の錯綜した情報環境にあって、震災の大枠の像をわれわれに提供して社会の混乱を鎮めるために機能するが、そのあまりに単純化されたストーリーへの圧縮と反復、さらには当面のものであるはずの概括的で単純化された震災理解が、今後も固定化されて多角的・多層的な理解可能性が閉じられてしまうことに対しては、われわれは強い問題意識をもって警戒しなければならないだろう。

しかしながら社会に流通する表象の中には、震災に対するわれわれの多角的・多層的な理解可能性を促してくれるものも存在する。紙幅の都合上、一部ではあるが、主要な方向性を示しながら挙げておこう。

第一の方向性としては、概括的になりがちな震災表象に対して個別性を強調していくアプローチである。「被災者」という大雑把な括りに対し、具体的な被災者個々人にコミットすること（『はまゆりの頃に』）、同様に「被災地」という括りに対し、特定の地域にピンポイントに焦点を当てること（『福島——土と生きる』『葉脈の街に明日を探して』）、あるいは非常に細やかな地域別に表象を提示すること（『TSUNAMI 3. 11』PART1～3）が挙げられる。一見すると一般的な報道写真と内容が近い『TSUNAMI』シリーズはしかし、その量の厚み、そして必ずしも統制が行き届いていない写真の中に紛れ込む偶発的な写り込みを通して震災報道写真雑誌の物語からはもれ出てしまうような個別的要素を発見することができる。

新聞社を中心に刊行された震災報道写真雑誌がどうしてもマスメディアの固定化されたフレームに埋め込まれてしまうのに対して、撮り手を変えることでフレームを重層化させるのが第二の方向性である。市民（『3. 11 キヲクのキロク』）、子供（『3/11 キッズフォトジャーナル』）、被災地の町の写真店（『南三陸から』）など被災した当事者が撮り手になったものや、また、自身ではなく家族が被災して命を奪われてしまった者は、当事者／非当事者という単純な区分に収まらない繊細な距離を備えた撮り手となって震災を表象する

（『気仙川』『Fragments 魂のかけら』）。この表象においては、写真とともに一人称的な語りが伴うことが多いことも重要な意味をもつ。

第三に、緊急的な速報性に傾斜した震災報道写真雑誌は、震災という出来事に対してどうしても時間的／空間的に視野が狭小になるが、その近眼的なまなざしを補うように、一定の距離をとって震災に対する理解の幅や想像力の広がりをもたせるような表象も存在する。たとえば被災地の海底生物に着目して持続的に追尾したもの（『ダンゴウオ』）はわれわれの被災に対する想像力における空間的な狭小さに気づかせるとともに災害の波及に対しての想像力を補ってくれる。また震災以前／以後のコントラストを分厚く提示するもの（『津波被災前・後の記録』『3.11以前』『復活への記憶 東北ふるさとのアルバム』）は、震災というものが災害当時の人や建物などにとどまらず根本的に「何を破壊したのか」、さらにその上で、では「何を復興するべきなのか」ということに対する視野の広い問い直しをわれわれに課してくる。他にも、漢字にふりがなが付され、小学生夏休み推薦図書にも指定されたもの（『「あの日」のこと』）は、今回の災害が、現在の年少者が大きな担い手となる数十年後先（未来）という長いスパンで引き受けていくべき問題でもあることに改めて気づかせてくれる。この時間的広がりをもった想像力という意味では、逆に過去の災害表象（『Kobe 1995』『未明の街』『写真で見る関東大震災』『復刻写真集 大正大震災号』）との比較という観点も、われわれに歴史的なスパンで捉えていく想像力を喚起してくれる。

この他にも、震災の惨状に対し道徳的な受容を極力退けて意識的にaestheticなもの（「静謐で尊く、荘厳な光景」）として切り取ったようにみえる挑発的な『ATOKATA』（篠山紀信）はそれゆえ一部厳しい批判も受けたが、documental/aestheticなものとの間で揺れるわれわれの惨状表象に対するまなざしの内実について真正面から問い直しを課してくる。被災したのは人や建物ばかりでなく動物（『のこされた動物たち』）も挙げられる。そして私物もまた津波により容赦なく流出させられたが（『時のアイコン』）、『津波、写真、それから』ではとくに被災した家族写真（【図4】）にフォーカスして震災の惨状を表象している（角田隆一「家族写真から震災をまなざす——被災写真をめぐる表象と意味変容」『歴史と向き合う社会学』）。これらは津波被害の特異性を伝えるとともに、持ち主の遺物としての性格をもつ流出物の表象がまるでタブーとして不可視化された遺体の代理的な表象を担うかのようにわれわれに迫ってくるのである。

以上、東日本大震災をめぐる映像についての総体的な表象構造の把握という大きな研究課題に向けて、現時点での暫定的な中間報告をまとめた。

最後に、本助成金により震災表象の収集を中心とする研究作業がスムーズに進行したことをここで深く感謝するとともに、これを礎にして今後も引き続いて本研究作業を進めていきたい。



【図1】



【図2】



【図3】

【図4】

持続可能な社会における「自由」と「平等」の均衡点に関する研究—日本と台湾の地域社会の「伝統」的なタコ漁場利用を事例として—

神奈川大学歴史民俗資料学研究科博士後期課程
(現：東京都狛江市教育部社会教育課)

新垣 夢乃

(研究目的)

現代社会における課題に持続可能な社会の構築というものがある。その文脈のなかで、現在、伝統的な地域社会の海や山などにおける資源利用が注目されている。それは、これらの資源利用が伝統的に行われてきたということから、それがなんらかの持続可能性を含んだ資源利用であったと考えることができるためである。本研究も大きな流れとしては、伝統的な地域社会における資源利用に持続可能性を見出すものと位置づけられる。だが、持続可能な社会であっても個人の自由が存在しない社会であることに意味はない。また、行き過ぎた個人の自由を認めることは、個人間の平等と持続可能性を脅かす。そのことから「自由」と「平等」の均衡点のありかを分析するという問題設定をたてることができる。そこでこの「自由」と「平等」という問題が、持続可能性を有した伝統的な地域社会ではどのようなバランスをとって存在してきたのかを明らかにすることを本研究の目的とする。

(研究方法)

本研究では、「タコ穴漁」とよばれる歴史的に行われてきた漁撈活動に注目したい。タコは海底に自然にできた穴や窪みを住处とする習性がある。この習性を利用して、タコが穴に潜んでいるところを銚などで突き獲る漁がタコ穴漁と総称される。タコ穴漁のおもしろい点は、このタコ穴の位置さえ知っていれば確実にタコが捕獲できるために、タコ穴が誰かのもしくは特定の家の占有物となっている慣習があることである。

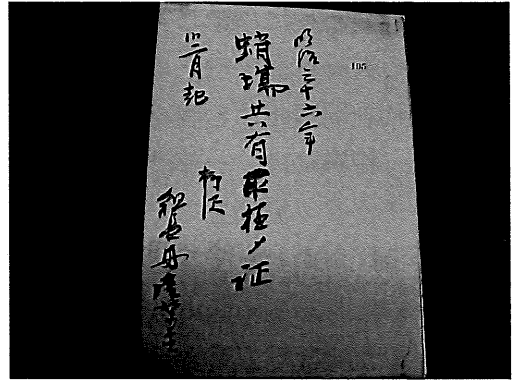
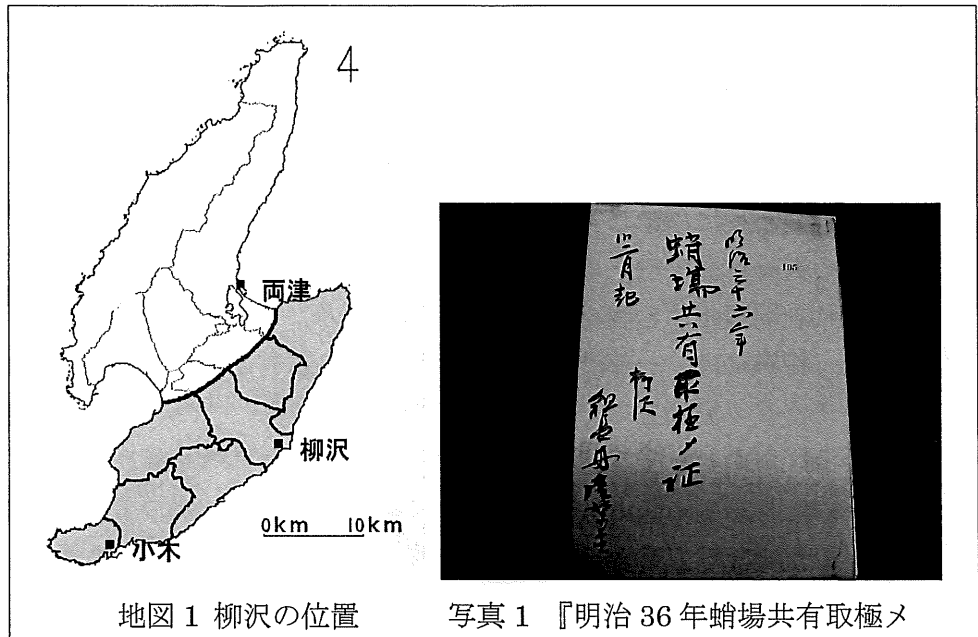
今回、本研究において調査地とした新潟県佐渡市柳沢では、近世から明治30年代まではタコ穴が特定の家によって占有されていた。だが、その後タコ穴の開放を求める動きが村のなかでおこり、タコ穴が開放されるという歴史的な経緯が存在する。この漁場利用におけるいわば「封建」的な不平等がどのように解消され、その後どのように新しい漁場利用の仕組みが作られたのかという問題を見て行くなかで、本研究の目的へ挑んでみたい。

一方で、柳沢の事例はどのような特徴を持つのかという問題が出てくる。そこで、今回もうひとつの調査地として設定したのが、台湾澎湖県七美嶼である。この七美嶼でも柳沢と同様にタコ穴からタコを獲るタコ穴漁が行われている。ここでの事例と柳沢の事例を比較することで、柳沢の特徴を描き出すことをめざした。しかし、今回の調査では、筆者の力不足のため七美嶼で十分な資料を得ることができなかった。そのため本稿では、七美嶼のタコ穴漁について若干の事例紹介にとどまってしまった。

(結 果)

1、新潟県佐渡市柳沢におけるタコ穴漁

柳沢は、佐渡島のなかでも南部の小佐渡とよばれる地域に属する。そして柳沢周辺地域では、ウスリとよばれるタコ穴漁が少なくとも近世から行われてきた。この柳沢周辺地域のタコ穴漁の特徴は、その漁場となるタコ穴が近世から村の特定の



家の者によって占有されていた点にある (1)。柳沢では近世には「穴籠り蛸猟」として 12 月から翌年 4 月までの期間にタコ穴漁が行われていた。そして、タコ穴漁において漁場となる「蛸穴」は、柳沢においては、村の特定の家に代々継承され占有されていたことがみられる。そして、タコ穴を占有する者は「蛸役」という税を納めてきた (2)。また、この占有されたタコ穴という漁場は、少なくとも 1700 年代後半には、なんらかの理由により漁を操業することができない場合には他の者に貸し出されることもあった (3)。

しかし、明治期になるとタコ穴の占有という漁場利用制度に対する批判がおこる (4)。そして、1902 (明治35) 年にはそれまでタコ穴を占有してきた家と柳沢の他の村人たちとの間でタコ穴の共有を取り決める契約が結ばれた (5)。この柳沢におけるタコ穴漁場の開放と共有化は、漁場という場自体の共有化のみならず、利益の一部を村において共有化するという二重の共有化の仕組みを有していた。だが漁場の共有化がなされたとしても、タコ穴の位置情報やタコ穴漁の技能にかんしては依然として旧来からタコ穴を利用してきた者が、他の柳沢村の人々に比して優位な位置にあったことに変わりはない。そのため、この二重の共有化の仕組みは、従来からタコ穴を利用してきた者が漁獲において優越していたとしても、利益の1割は共有化することができる点で優れた共有化の仕組みであったといえる。

この新たな漁場利用の仕組みは、戦前までは機能していた可能性がある。だが、1950年代には、このような仕組みは機能しなくなっていた。それでも、タコ漁場が広く開放された状態については維持されていた。そのなかで、かつてタコ漁場を占有してきた家の人々、言い換えれば柳沢で最もタコ漁場とのかかわりをもってきた人々はタコ穴漁を行わなくなっていく。そこには、タコ漁場を占有してきた家の人が第1次産業以外の産業に従事するようになったという実理的な理由があった。さらに柳沢では、1950年代頃からは農

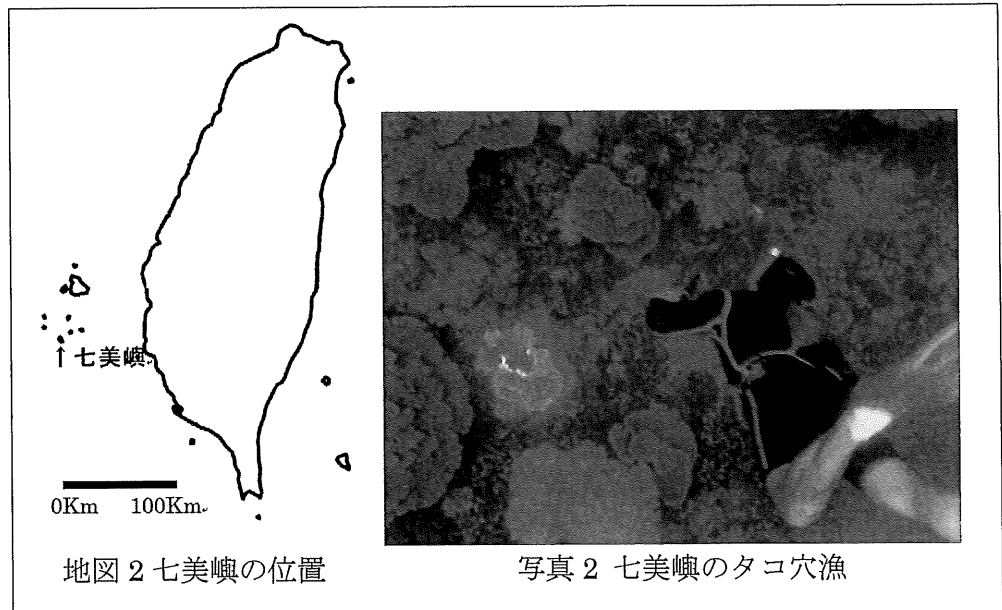
地改良や開墾、果樹栽培の拡充などによって農業のみで生計をたてることができるようになった。それによって、タコ穴漁などの海での漁撈活動は「遊び」仕事となっていった。これは現代の柳沢において、それまでのタコ穴漁の産業としての側面が衰退したことを意味する。

そのことは、柳沢のタコ穴漁において個人的技能の減少と消失にともない、タコやタコ漁場と人々のかかわりが次第に減少したということを示している。近年では、大規模な底引き網漁やタコカゴ漁などによってタコが水深の深い沖合で獲られ、柳沢周辺海域に産卵と繁殖活動のために移動してくるタコが減少するという事象がおこっている。その背景には、柳沢の人々とタコやタコ漁場とのかかわりの減少という要因があると考えられる。柳沢ではそれを問題化する個々人の声はあるものの、それが団結した声とはなっていない現状がある。柳沢には、一部の家によるタコ漁場の占有とその状態への反発、そしてタコ漁場開放というタコ漁場をめぐる近世以来の動きがある。だが、そのなかでかつてタコやタコ漁場と深いかかわりや技能をもっていた人々はタコ穴漁を辞めていった。その他の新たにタコ漁場を利用することができるようになった人々も、かつてのタコ漁場を「もっていた」人々が蓄積させてきたほどのタコ漁場にかんする知識がないために、その漁場を使いこなすことができなかった。そのために次第に、柳沢の人々はタコとのかかわりを希薄化させていった。

柳沢では、一部の人々にタコ漁場が占有されてきた歴史がある。これはタコ漁場を占有しない人々にとっては、そもそもタコ漁場利用にかんして、なんらの「自由」も「平等」も存在しない状態であった。そのため柳沢では、まずタコ漁場をすべての人に開放することで、タコ漁場を利用する機会を平等にしようとした。そのうえでその開かれたタコ漁場を、どこでも個人的な技能にもとづいて利用できるという自由をすべての人に保障してきた。この平等な自由の実現の一方で、タコ穴漁により得られた利益の一部を村落が徴収し、それを再分配する利益の均等化をめざすという平等な仕組みも同時に作られた。柳沢のタコ漁場利用においては、このような形で「自由」と「平等」のあり方が模索され形成されてきたといえる。

2、台湾澎湖県七美嶼におけるタコ穴漁

七美嶼は、台湾海峡に位置する澎湖県に属する離島である。七美嶼では、海底の窪みに潜むタコを「漁槍」とよばれる銛で突き獲る漁がおこなわれる。漁期としては、旧暦3月23日（2014年においては4月22日。航海安全の神である媽祖が生まれたとされる日である）から7月頃までとなっている。潜水して直接漁槍で獲られたタコやその他の魚介類



地図 2 七美嶼の位置

写真 2 七美嶼のタコ穴漁

は鮮度がよいものとされ、台湾の都市部では高値で取引されるという。七美嶼のタコ穴漁では、特に漁場が制限されるということはなく、島の周辺で自由に漁を行っているという。今回の調査では、詳細な漁場の権利関係や権利書類について収集することができなかった。そのため、七美嶼の調査については今後の課題である。

（成果・考察）

地域社会における漁撈活動に代表される資源利用を対象とした研究において、「平等」を表す行為として注目されてきたのが、獲られた漁獲物を均等に分配するという行為であった（6）。これは供出された資源、すなわちすでに環境からは切り離された資源を平等に分配するということを指している。研究者の多くがこうした事例に目を向けるのは、外的資産の平等にのみ注目することにより、それを資源として獲得した個人の技能の供出（侵害）という内的資産の問題に触れることなく、「平等」にかんする議論が可能となるためである。柳沢においては漁場という外的資産を平等に分配することにより、個人の技能を規制しない形で自由なタコ漁を行うことを可能とする社会的制度が存在した。それは、タコ漁場が村落内の限られた家に占有された状態にあったものが、明治 30 年代に地域社会で共有化され、共有され開かれたタコ漁場の利用と、そこで得られた利益の 1 割を共有し再分配する社会的制度である。だが、この社会的制度は長続きすることはなかった。その詳細な理由については、今回はうかがい知ることができなかった。だが、少なくとも柳沢においては、このような社会的制度が人々によって支持されなかったということ是可以する。

一見したところでは、漁場を共有し平等で自由な利用と、個人の技能を規制しない自由を組み合わせた漁撈活動を可能とする社会制度は、自由と平等を両立させ得るものとして理解することができる。だが実際には、そのような社会的制度が機能し続けることは困難であっ

た。そのことから、漁場などの外的資産にのみ注目するのではなく、個人の技能などの内面にも注目して、「平等」化が図られる仕組みをみていくことの重要性を知ることができた。今後は、そのような視点からさらに調査・研究を進めていきたい。

末筆とはなりましたが、本研究に対し助成を賜った横浜学術教育振興財団に深く御礼を申し上げます。

註

- (1) 1781 年『佗証文仕候事』佐渡市立両津郷土博物館所蔵資料柳沢区有文書。
- (2) 1849 年『申御年貢米金銀皆済目録』佐渡市立両津郷土博物館所蔵資料柳沢区有文書。
- (3) 1781 年『佗証文仕候事』佐渡市立両津郷土博物館所蔵資料柳沢区有文書。
- (4) 1878 年『蛸漁業願』、1883 年『明治十六年第貳拾七号裁判言渡書』、1885 年『蛸穴取調地図』、1885 年『御説諭願』、1885 年『勸第一一七〇号』、1886 年『奉伺度候事』、1886 年『達第二二〇号』の佐渡市立両津郷土博物館所蔵資料柳沢区有文書。
- (5) 1902 年『慣行ニ因ル専用漁業免許願』、1902 年『差入申契約之証』、1903 年『蛸場共有取極メ証』の佐渡市立両津郷土博物館所蔵資料柳沢区有文書。
- (6) 寺嶋秀明「久高島の漁撈活動—沖縄諸島の一沿岸漁村における生態人類学的研究—」伊谷純一郎、原子令三編『人類の自然誌』雄山閣出版、1977 年。

メディアによるレイシズムの拡散

十九世紀末フランスにおける反ユダヤ主義新聞『リーブル・パロール』の研究

横浜市立大学大学院都市社会文化研究科共同研究員

鈴木 重周

1. 研究目的

十九世紀末フランスは、ユダヤ系将校のスパイ容疑をめぐる冤罪事件であるドレフュス事件（1894-1906）によって大衆の反ユダヤ主義が爆発した時代であった。社会の全ての災厄の原因を国内のユダヤ系フランス人に帰し、人種差別主義に基づくユダヤ人攻撃を繰り返したのが、本研究で取り上げる反ユダヤ主義メディアである。中でも日刊紙『リーブル・パロール』（*La Libre Parole*, 1892-1924）はドレフュス事件期に激烈な反ユダヤ主義キャンペーンを繰り広げ世論をリードしたことで知られており、時に「ドレフュス事件を作ったメディア」とも称される。同紙がフランス文化史とヨーロッパの反ユダヤ主義史に及ぼした影響は甚大である。

本研究の目的は、十九世紀末フランスにおいて創刊された反ユダヤ主義日刊紙『リーブル・パロール』を考察の中心として、反ユダヤ主義メディアが、ドレフュス事件で表面化するフランスにおけるレイシズム（人種差別主義）の拡散にどのような役割を演じたのかを、とりわけドレフュス大尉の位階剥奪式という事象を考察の中心として明らかにすることである。

2. 研究方法

本研究では、フランス反ユダヤ主義が最初に可視化された事象と言えるドレフュス大尉の位階剥奪式（1895年1月5日）をひとつの指標とする。また、研究状況の変化と進展により、『リーブル・パロール』のみを分析の対象とするのではなく、指標である位階剥奪式を中心に同紙とその周辺の状況をより広い視点から考察する必要を感じ、以下のテーマを設定した。

- ①『リーブル・パロール』の源流としての『ユダヤのフランス』
- ②ドレフュス大尉の位階剥奪式報道の比較
- ③反ユダヤ主義言説の地方への拡散とユダヤ系メディア

3. 結果

「2. 研究方法」で設定したテーマに基づき本研究で得られた知見について述べる。

①『リーブル・パロール』の源流としての『ユダヤのフランス』

当時無名のジャーナリスト、エドゥアール・ドリュモン（1844-1917）によって放たれた『ユダヤのフランス』（1886）は、十九世紀フランスにおける最大のベストセラーとなり（1910年代で累計150万部発行）、反ユダヤ主義をフランスに拡散することになる。同書はフランス反ユダヤ主義の源流と言える。ドリュモンが新しかったのは、従来のキリスト教的「ユダヤ嫌い」と、最先端の学問である人種理論を接合することによって、異なる人種

「セム」としてのユダヤ人像を提示し、「アーリア（フランス）対セム（ユダヤ）」の絶えざる人種間闘争としてフランス史を解説してみせたことだった。また、『ユダヤのフランス』とジャーナリズムの本質的な親和性は重要である。それは、同書が、ジャーナリズムの黄金期を謳歌していたベル・エポック期の様々なメディアの書評や著者のスキャンダル報道によって版を重ねたというだけではなく、同書を構成する論理そのものが非常にジャーナリズム的であるということである。1200 頁ものユダヤ人攻撃の書の執筆においてドリュモンは、同時代の新聞からあらゆる話題を集め、報道される事件の「悪」の要素を抽出してユダヤ人像を捏造した。政治、宗教、労働問題から三面記事まで、あらゆるトピックにユダヤ人が関わっているかのような記述によって、ユダヤ人は左右両陣営から「フランスの敵」とみなされることになる。あらゆる事件の登場人物に置換可能なユダヤ人像を見出したことに、ドリュモン成功の最大の要因があるだろう。その成功で得た富と地位によって創刊されたのが、フランス初の本格的反ユダヤ主義日刊紙『リーブル・パロール』であった。

本テーマに関連するものとして、論文「19 世紀末フランスにおける反ユダヤ主義の拡散とジャーナリズム」を発表した。

② ドレフュス大尉の位階剥奪式報道の比較

「フランスをフランス人の手に」というスローガンを掲げた『リーブル・パロール』はフランスにおける初の本格的反ユダヤ主義メディアであり、過激な反ドレフュス報道で部数を伸ばした。その影響は甚大であり、二十世紀の『アクション・フランセーズ』から現代の極右政党「国民戦線」までを同紙の後継とみなすことができる。

ドレフュス事件報道の始点をいつに定めるかは研究者によって諸説あるが、申請者は先行研究（パトリス・ブセル『ドレフュス事件と出版界』、1960 年）にならい 1895 年 1 月 5 日をもってメディアにおける「ドレフュス事件」が始まると想定する。ドレフュス大尉のスパイ容疑での逮捕（1894 年 10 月 15 日）は『リーブル・パロール』のスクープにより世に出る（同年 10 月 29 日号）が、事件がフランス中の関心事となった最大の要因は、1895 年 1 月 5 日のドレフュスの位階剥奪式とその報道であった。当時最大の発行部数を誇っていた大衆紙『プチ・ジュールナル』は、眼前でサーベルが折られるのを直立不動で見据えるドレフュスを描いた挿絵に「裏切り者」という見出しを付けて一面で報じた（1895 年 1 月 13 日号）。以降、三年後に作家ゾラが「私は告発する」（『オロール』、1898 年 1 月 13 日号）を発表するまでほとんどのメディアがドレフュスの有罪を疑うことなく連日紙面を構成することになる。

本研究では、反ユダヤ主義紙『リーブル・パロール』との比較のため、保守系高級紙『フィガロ』（1895 年 1 月 6 日号）において、ドリュモンとも縁の深いレオン・ドーデ（1867-1942）が発表した位階剥奪式のルポルタージュ「懲罰」に着目した。『フィガロ』一面トップに掲載された「懲罰」は、反ユダヤ主義言説の一種の名文として知られ、特に「彼には名前がない、年齢もない。顔色もわからない。それは裏切り者の色をしている」とドレフュスを表象した一文は研究史上度々引用されてきた。位階剥奪式を巡っては多くのルポルタージュが書かれたが、ドーデの「懲罰」は、その表現力と格調の高さにおいて、モーリス・バレスのルポルタージュ「ユダのパレード」とともに抜きん出ており、検討に値するテクス

トである。実際、このテキストによってドーデは、バレスと並ぶ文壇における反ドレフュス派の若手論客として頭角を現わし、その活動は後の極右政治団体アクション・フランセーズへとつながっていく。「懲罰」において特徴的なのは、「裏切り者に死を」、「ユダ」と叫ぶ群衆に囲まれた残酷な見世物の主人公であるドレフュスを決して名指しせずにテキストを構成したことにある。大尉の名は慎重に避けられ、「人体模型」、「大尉であった男」、「生まれながらの裏切り者」、「極悪人」そして「ゲットーからの漂着物」と様々にマイナスのイメージを持つ言葉に言い換えられている。誰もがユダヤ人を連想する姓であるドレフュス、という固有名詞をあえて避けることによって、位階剥奪式の主人公の得体のしれなさ、非人間性、あえて言うなら「我々と異なるもの」としての異人種性が際立ち、それは「彼には名前がない」という一節にも象徴されている。それは、人種差別的に「ユダヤ人の裏切り者」を罵倒する『リーブル・パロール』とコントラストを成すものである。

また、『リーブル・パロール』によるドレフュス事件報道に関してきわめて重要なのは、同紙が大尉の逮捕を報じた時、読者はすでに事件を「ユダヤ人の陰謀」として受け入れる準備ができていたということである。1886年にすでにドリュモンは「ドイツのスパイ」としてのユダヤ人像を『ユダヤのフランス』で描いていたし、「ドレフュス」という姓はユダヤ系フランス人を代表するものとして同書に何度も登場していた。ドリュモンの「予言」が日々現実化していくのを『リーブル・パロール』の読者が事件報道を通じて確認するという構図が成立することは、反ユダヤ主義の拡散にとってきわめて重要である。

本テーマに関連するものとして研究発表「レオン・ドーデのドレフュス事件」を行った。

③反ユダヤ主義言説の地方への拡散とユダヤ系メディア

本テーマでは、『リーブル・パロール』によって拡散された反ユダヤ主義言説が、首都パリから地方都市へとどのように伝わったのかについて、フランス西部ロワール地方の主要都市ナントの地方紙『ロワールの灯台』を対象として考察した。『ロワールの灯台』を『リーブル・パロール』との比較対象として選んだのは、報告者の従来の研究テーマであるユダヤ系フランス人作家マルセル・シュウオブ（1867-1905）研究で得た知見と本研究課題を接続させようと試みたためである。

アルザスにルーツを持つユダヤ系フランス人シュウオブ家が社主を務める『ロワールの灯台』は、熱烈な共和主義を掲げ発行部数を伸ばしていた。この成功の背景には十九世紀末フランスにおけるジャーナリズムの隆盛がある。七月王政が發布したジャーナリズムに対して煽動罪を適用する法に加え（1839年2月）、刑事裁判をもって処罰できる法（1851年12月）を制定するなど第三の権力たるメディアに対しての検閲による締め付けを強化していた第二帝政が終わると、第三共和政は全面的に出版の自由を保証する法律の制定を目指した。1881年7月29日に發布された「出版の自由に関する法」は、第三共和政下で最も重要な法律の一つであり、出版に関するあらゆる政府からの検閲、警告、懲戒を廃止し、メディアを創刊することの完全な自由を保証するものであった。これはメディア史上画期的な出来事であり、以降、十九世紀末のフランスでは、数々のメディアがパリ及び地方都市で創刊されては消えていった。印刷技術の革新と教育改革による識字率の向上やフランス全土での鉄道の整備による販売網の拡大などの要因も加わり、1880年台には日々印刷される新聞の合計はフランス全土で300万部に

達していた。このような背景があり、『ロワールの灯台』はパリにもその販路を得るほどの成功を収めていた。決して声高に叫ぶことはないがユダヤ系の新聞社として『ロワールの灯台』は度々『リーブル・パロール』とドリュモンを批判している。本研究にとって重要なのは、そのような『ロワールの灯台』でさえ位階剥奪式報道においてドレフュス大尉の有罪を疑うことなく、大尉を「裏切り者」として描いていたことである。1895年1月6日号の同紙は、一面の大部分を使って陸軍学校中庭でのスペクトルを報道している。社主モーリス・シュウオブにとって、同郷アルザスにルーツを持つユダヤ人将校がスパイ容疑をかけられている以上、ますます自らの愛国心をアピールしなければならなかった。そしてそれは、ユダヤ人としてではなく、共和主義者としてなされなければならない。そうでなければ「ユダヤの新聞」として『リーブル・パロール』をはじめとする反ユダヤ主義者のターゲットとなってしまうだろう。実際、1898年1月には『リーブル・パロール』の先導によって同紙編集部は反ユダヤ主義者によって襲撃されることになる。そのことは、事件発生当初から『ロワールの灯台』が当時の大部分のメディアと同じく大尉の有罪を疑うことをせず「国家に対する大反逆罪」（1894年11月2日号）という強烈な言葉を用いて「裏切り者」ドレフュスを愛国主義的に断罪していたことから明らかである。やがて、徐々にドレフュスの冤罪が明らかになる過程においても、社主モーリスは慎重な態度を保ち続けた。ナントのユダヤ系地方紙『ロワールの灯台』のドレフュス事件期における立ち居振る舞いの困難さを窺うことができる。

本テーマに関連するものとして論文「マルセル・シュウオブとドレフュス事件（一）」を発表した。

4. 本研究に関する成果（全て報告者個人による）

【論文】

- ・「19世紀末フランスにおける反ユダヤ主義の拡散とジャーナリズム」、『ユダヤ・イスラエル研究』、第28号、日本ユダヤ学会、2014年12月、12-23頁。
- ・「マルセル・シュウオブとドレフュス事件（一）——共和主義者としての系譜——」、『国際文化研究紀要』、第21号、横浜市立大学大学院都市社会文化研究科、2014年12月、1-19頁。

【口頭発表】

- ・「レオン・ドーデのドレフュス事件」、日本フランス語フランス文学会、2014年度秋季大会研究発表、広島（広島大学東広島キャンパス）、2014年10月25日。

5. 総括

当初の予定である『リーブル・パロール』紙面の分析メインではなく、ドレフュス大尉の位階剥奪式を研究の中心点として、他紙との比較やユダヤ系メディアの反応など、より広い視点からの考察となった。ますます同紙の反ユダヤ主義史における重要性を確信している。今後は、同紙の挿絵版も考慮に入れ、ドレフュス事件に至る時期の大衆への反ユダヤ主義の拡散を総合的に検討する必要があると感じている。

本助成により、大学図書館をはじめとする様々な研究機関での調査が進展し、二本の論文発表および遠方での研究発表が可能になったことを感謝いたします。

非営利法人における内部統制構築の調査と分析

横浜市立大学学術院国際総合科学群

准教授 長畑周史

(研究目的)

平成 18 年に改正された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律は、会社法の規定を多く取り込み従来の制度から大きく変化した。理事の責任強化や社団法人については代表訴訟制度も導入され業務執行者の規律強化が為されたが、法人の持ち分を有する者がいないという特徴から、会社と比較して、業務執行者の規律付けが弱いように思われる。すなわち、一般社団法人には構成員として社員が存在するものの、株式会社の株主のように出資をしているわけではないから、法人が理事の任務懈怠により活動不能となっても損害は大きくなく、それ故に法人を積極的に監督する動機付けとしては弱い。また財団法人については構成員すら存在せず、その監督は評議員によってなされるが、同様の問題が存在する。

このように非営利法人については、営利を追求する会社と異なる性質を有するため、不正行為を抑止する適切な権限分配が必要であり、その対策としては役員の責任強化などが考えられるが、そもそも不正行為を未然に防止する適切な内部統制の構築がされることが望ましい。

本研究では非営利法人について適切な内部統制の構築を提案するための基礎資料を提供することを目的とする。

(研究方法)

本研究では、非営利法人(一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人)の適切な内部統制を構築について、どの程度の認識を有しており、また具体的にどの程度の対策を行っているのかをアンケート調査により明らかにする。アンケート調査自体は、移行が完了した上記四種類の法人の住所を、行政が提供するウェブサイト「公益法人information」から全法人約2万法人を取得し、規模を確認した上で、資産規模5億円以上の大規模な法人と中小規模の法人に分けてアンケートを送付し回答を得る方法で行う。

本アンケートでは、業種や規模に応じて、内部統制の構築担当者に、内部統制構築の必要性に関する認識や実際の構築状況について訪ねる項目を用意しており、本アンケートの結果、当該研究では、同規模、近接業種の法人がどの程度の内部統制を構築しているか、また、どの程度の内部統制を構築しておかなければならないかを明らかにすることができるものと考えている。適切な内部統制の水準は、同業同規模の他社の状況や過去の不祥事に対する対応策の積み重ねにより徐々に高度化していくものであることは、株式会社で内部統制構

築義務が争われた裁判例でも明らかにするところである。このため、上記のような実態調査を元にした参考水準の提案は実務において有用であると考えられる。

また、同時並行して非営利法人の内部統制の構築について先行研究の調査を行う。非営利法人の内部統制については、研究が進んでいるとはいえないが、その重要性を指摘するものは存在している。本研究では、どのようなガバナンスが望ましいかといった機関の牽制関係や役員の責任強化という立法論的な視点ではなく、現行法の枠組みの中で、経営により適切性が確保されるようにするためには適切な内部統制の構築が有用であるという立場から、理事はどのような内部統制を構築しなければならないのか、また、監事や評議員がどのような監視監督を具体的に行わなければならないのかについて明らかにするという方向で研究を進める予定であり、今まさに、現実社会で必要とされている研究を行う予定である。

(結果)

平成 26 年 8 月に、研究計画に従って非営利法人と比較対象である株式会社に対して合計 5000 通のアンケートを発送して、1072 件の返信を得ることが出来た。株式会社からの返信が極端に少なかったため、比較対象のデータとすることは出来ないが、非営利法人からは平均的に 20%程度の返信があったため、非営利法人の内部統制の構築状況については分析をすることができた。研究経過の詳細なデータは後述する論文にて公表する予定であるが、ここではアンケート項目別の傾向と問題点を指摘しておきたい。

(1) 担当者、従業員の内部統制に関する認識

まず、アンケートの 2 章では、担当者の内部統制に関する認識を調査した。集計結果からは、規模、法人種別、公益認定か否かに関わらず大きな差は見られない。わずかながらに、公益法人について内部統制構築の必要性の認識が高いように見受けられる程度である。公益認定には税制的優遇があるが、これまでの社団法人、財団法人のように監督官庁の許可が必要のため、認定取得のために法令遵守体制などの整備が求められるようである(実際のヒアリングでも小規模な公益法人が認定を取得するために監督官庁に頻繁に相談、指導を受けたという事例が聞かれた)。一方、一般社団法人、一般財団法人について、内部統制の構築は、理事が法 76 条 3 項 3 号の内部統制について各取締役委任に委任できず(理事会がある場合は、法 90 条 4 項 5 号)、大規模法人については決定義務を課しており(同 4 項、同 5 項)、加えて理事としての善管注意義務として適切な内部統制を構築しておく義務があるが、準則主義により設立される法人であるため(現状では、その多くが公益認定を取得しなかった移行法人であると考えられる)、外部から内部統制の構築について指摘されることがないからではないかと考えることができるが、有意差とは言えない範囲である。

(2) 内部統制実施状況の担当者所感

次にアンケート 3 章では、内部統制の実施状況について企業会計審議会が作成した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」を参考に、同報告書で内部統制の定義について基本要素とされる 6 つを挙げて担当者の所感を調査した。

結果としては、法人規模及び法人種別にかかわらず、担当者の認識という条件では、これら内部統制の要素について対応が為されているように見受けられる。

(3) 社内規定の構築状況

社内規定の構築状況については、アンケートの4章1節では、具体的な社内規定の有無を調査した。社内規定については、社内規定のひな形集を参考に前述のガイドラインによる分類に並び替えた。

回答項目としては、ヒアリングで得られた助言を参考に、「ある」、「慣習としてある」、「ない」、「関係ない」、「分からない」の5つとした。その理由としては、小規模法人の場合には、規定のように明文として定められていないが、事実上上司などが指示した結果、事実上存在する場合があります。このような場合には、「ない」とカウントするよりもむしろ実態としては「ある」に近いものと考えられるからである。また、インサイダー取引規定や投資運用規定のように業態によっては対応するリスクが存在せず、規定を置く意味がない場合があることから「関係ない」を回答項目に入れることとした。関係ないは、単に「ない」というよりは、むしろ当該規定が自らの法人に関係あるかないかを判断した上で、関係ないと判断している訳であるから、単に規定を整備できていないというよりも積極的に評価されるべきものであるから、これらを「ない」から外すために、「関係ない」を入れることとした。さらに、ヒアリングから、担当者が小規模法人であったり、規定の内容を推測できない場合もあることから、「分からない」を回答項目に入れた。

結果としては、①倫理規定、②行動指針、③法令遵守、⑧会計処理、⑩業務分掌、⑬稟議方法、⑮経営情報公開、⑲個人情報漏洩防止、⑳業務報告、㉔懲戒など基本的なものは整備されていることが分かったが、具体的なリスクに踏み込んだ規定は全体として整備が遅れていることが分かった。

規定の有無は内部統制の構築として、非常に分かりやすいものであり、例えば上記のような規定を作っていないような場合には、法人に損害が発生した際に理事等が内部統制構築義務違反を問われることはあり得るだろう。一方で、例えば投資運用規定や情報漏洩規定のような具体的なリスクに備える規定は多くの法人で整備されていない。これらの規定は法人に想定されるリスクを精査して積極的に整備を進めるべきであると考ええる。

(4) 具体的なリスクへの対応の有無

最後の質問項目として4章2節から9節までは、経産省の指針から抽出した具体的なリスクへの対応の有無を調査した。

今回は、アンケート項目2章、3章のように法人種別と規模に分けていない全体的なデータから検討したところ、組織の権限の明確化、伝達については整備されているが、発生頻度は高くないが発生した場合に致命的な損害を生じさせるような危機管理に属するようなリスク対応はなされていないように見受けられた。この点、株式会社との比較が可能だった場合には、株式会社(特に大企業)では、これらの危機管理に属するリスク対応は進んでいるのではないかと想定される。

(5) 総括

本調査では、非営利法人の内部統制の構築状況について調査するために巻末に示したアンケート調査を行った。この結果について、まずは全体的な傾向を把握するため、アンケートの全体的な回答数を示して分析を行った。全体的な傾向から見えることは、内部統制について担当者の認識はある程度あると言えるが、具体的な構築状況については、基礎的あるいは組織として当然必要といった種類の規定や対応はなされているが、さらに一步進んだ、発生頻度は低いがもし発生してしまうと組織に致命的な損害を与えるリスクについての対応といったものは手薄であるようである。ただし、具体的な規定の存在や対応状況については、法人種別や規模に分けてデータを出していない。さらに詳細に対象を分けた場合には、大規模法人については対応がされており、中小規模の法人については手薄であるという結果がでるかもしれない。今後、行ったデータをさらに精査してどういったことが言えるのか研究を精緻化させる必要がある。

また、担当者の認識としては構築を行っているにも関わらず、実際の規定は上記のように基本的なものに対応しているに留まるように見受けられる。この点、組織の規模や業態などから現状で十分であるのか、そのように捉えているが現実的には不十分であるのか明らかではないが前者の場合には積極的な対応が必要となると思われる。

(成果・考察)

本研究の詳細な成果は、平成 27 年度中に論文にまとめて、所属大学の研究紀要にて公表したいと考えている。また、概略的なデータ分析に続けて、同業他法人が設置している内部統制(ここでは、具体的なものとして内部規定)の構築状況をまとめて参考にできる形のものを公表したいと考えている。

農林水産分野における A B L（動産・債権担保融資）の展開と 担保法の課題

－神奈川県等における取組事例の調査を中心として－

関東学院大学専門職大学院法務研究科教授
村田 輝夫

（研究目的）

動産や債権を担保とする新たな融資手法であるアセット・ベースト・レンディング（Asset Based Lending、以下 A B L という）につき、農林水産分野を対象として、金融機関や企業に対するヒアリングを含めた調査等によって、A B L の特質や問題点を解明する。

（研究方法）

A B L にかかわる神奈川県内及び他県（青森県・秋田県）の金融機関や企業を対象としてヒアリング等によって金融実務の実情を調査するとともに関係文献の検討を行う。

（結 果）

当初計画において調査の有力候補としていた秋田県の農場は、同県の養豚場において豚流行性下痢が発生して農場への立ち入りが困難となった（農林水産省消費・安全局動物衛生課発表資料参照）ため、金融機関からのヒアリングのみを実施した。このほか、神奈川県内の金融機関や企業、青森県の金融機関からのヒアリングを実施した。それぞれ貴重な知見を得ることができた。取り纏めて、平成 27 年 11 月刊行の関東学院法学 25 巻 2 号に投稿予定のほか、平成 27 年度関東学院大学法科大学院研究会で発表予定である。なお、本研究で得られた知見に基づく研究テーマが平成 27 年度科研費に採択されたことを付記する（次項参照）。

（成果・考察）

1. 科研費採択による研究の継続

本年、筆者を研究代表者とする研究課題名「農業分野における動産・債権担保融資の現代的課題－畜産業を中心として－」が科研費に採択され、平成 27 年度から 3 年間、畜産業分野を対象に研究を進めることとなった（平成 27 年度 基盤研究(C)、課題番号 15K03230）。

2. A B L の意義及び先行調査・研究

（1）A B L の意義

近年、わが国の企業向け金融では、不動産担保や個人保証への過度な依存から脱却するために、必要な法整備（動産・債権譲渡特例法等）を経て、在庫商品や売掛債権等、企業の事業関連資産を担保とする A B L という融資制度が始まったが、利用はまだ少ない現状にある。

A B L の意義に関しては、企業の資産サイクル（「商流」）の観点からみると、例えば、メーカーの例であれば、原材料→仕掛品→(α)製品→(β)売掛金→(γ)流動資産→原材料・・・というような循環が維持されることで企業の成長・発展が図られる。この「商流」全体を担保化して、企業向けの融資を行うためには、(α)から(γ)の各資産に対して、(α)には動

産譲渡担保、 (β) には債権譲渡担保、 (γ) には質権・管理口座を設定し、一体として担保とする方法が考えられる（「商工中金」の採用するスキームによる）。このスキームは、メーカーだけではなく、上記の (α) に農産物等（米・リンゴ等の農産物、牛・豚等の畜産物、冷凍マグロ等の海産物）を対象とすることができれば（集合動産譲渡担保による）、これら農産物等を担保とした新しいABLの可能性が開ける。

ABLの先進国アメリカでは、民間主導で重厚なABL市場が形成され、企業向け金融の20%の比率を占める。これと対照的に、わが国では、近年において一貫して政府主導の制度構築が行われたが、同比率は未だ0.1%程度である（わが国における政策展開の詳細については、拙稿「わが国における動産・債権担保融資の現状と課題」青森法政論叢第14号参照）。

今後、少子高齢化で不動産需要が逡減する以上、不動産担保や個人保証に依存しないABLの活用が重要となろう。そのためには、ABL先進事例の調査・分析が不可欠である。なお、平成26年度から、（社）中央畜産会等において様々な「畜産ABL」の活用推進事業が開始しており、各分野における様々な政策展開は、ABLの活用に資するものと期待される。

（2）ABLに関連する先行調査・研究

まず、農業経済学関係のものとして、菅沼俊介・泉田洋一「民間金融機関の農業融資におけるABL」『2010年度日本農業経済学会論文集』がある。問題点の指摘は的確であり、非常に有益な研究である。少し前の調査・研究であるため、リアルタイムでの個体識別技術を備えている最新鋭農場のケースは調査対象とされていない。

さらに、農水省『農業法人向け融資における実態調査報告書』（平成19年度）及び水産庁『平成23年度漁業金融円滑化調査検討等委託事業調査報告書』も重要な調査結果である。

また、ABL全般については、ABL研究会『ABL (Asset Based Lending) 研究会報告書』（平成18年3月）を嚆矢として、経済産業省の平成25年度産業金融システムの構築及び整備調査委託事業では三菱総研『「ABL及び電子記録債権の普及促進のためのケーススタディ等」報告書』（平成26年2月）等が公表されており、それぞれ非常に有益である。

なお、ABL先進国である米国では、換価性の高い在庫資産を有する業種への融資が大半を占め農業分野での利用は低調である。米国畜産ABLに関する先行研究は見あたらない（「米国における動産・債権担保融資の機能と実態」日本公庫総研レポートNo2008-3）。

3. ABL活用政策の展開と神奈川県等における信用保証制度

（1）ABL活用推進政策の展開と信用保証制度

筆者は、前掲論文において、わが国においては、政府主導によるABL活用推進政策が短期間で進展したこと等を検討した。今回の研究に際して、この延長線上に、とりわけ、各地域における中小企業向けのABLにおいては、各県単位等に設置された「信用保証協会」の制度を活用した「保証付融資」が重要な役割を果たしていることが確認できた。なお、信用保証制度を利用しないいわゆる「プロパー融資」よりも「保証付融資」の方が利用件数は格段に多く、「保証付融資」が中小企業の経営を下支えしてきたものと評価できる。

（2）神奈川県における信用保証制度及び「流動資産担保融資保証制度」の推移等

神奈川県においては、歴史的な沿革もあり、県単位の神奈川県信用保証協会の他に、横浜市、川崎市にそれぞれ信用保証協会が設置され、それぞれ融資業務を行っている。県や市に

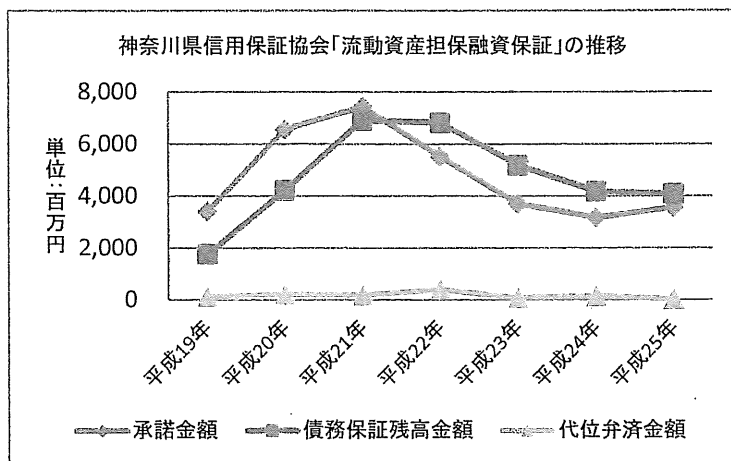
において独自の融資制度が準備されている場合もあり、統計資料の単純な比較は難しい。

なお、神奈川県信用保証協会のディスクロージャー誌である同協会「レポート」は年度毎の詳細な統計を載せており、情報開示の少ない他協会に比べ、非常に有益である。

ところで、中小企業景況調査結果によると、リーマンショック後の2009（平成21）年を底として、各種金融支援策が功を奏して業況がゆるやかに回復したこともあり、中小企業の採算や資金繰りは改善に向かい、倒産件数も減少した。資金需要自体が落ち着いた状態で推移していることから、信用保証制度の利用も減少している（全国信用保証協会連合会調べ）。

神奈川県信用保証協会が実行した信用保証全体の推移は全国の傾向と同様であり、さらに、同協会の取り扱う「流動資産担保融資保証」（ABL保証）の保証債務残高等の推移は右図の通りである（同協会「レポート」から作成）。

なお、（社）全国地方銀行協会「平成25年度の地方銀行における『地域密着型金融』の取組み状況」（平成26年9月17日）によれば、同協会加盟銀行によるABLの実績（融資件数、融資残高）としては、平成23年度末の1,372件、1,244億円から、平成25年度末の2,970件、3,954億円と着実に増加している。ABLにかかわる「プロパー融資」の増加傾向は、神奈川県内の地方銀行の融資実行においても同様と思われる（ヒアリング結果による）。



4. 評価費用・地域特性等の問題

（1）融資を受ける企業の負担する評価費用

ABLでは、担保に提供する在庫商品等の動産に対する鑑定評価費用は融資を受ける企業の負担となる（ヒアリング結果でも確認）。動産は種類も多様であり、評価会社に一定のコストが発生することはやむを得ないところである。今後ABLの取扱件数の増加等によって妥当な評価費用となることを期待したい。

（2）ABLの対象動産と地域性との関連

地方の金融機関におけるABL取組事例では、青森県のリンゴなどその地方の特産物を対象としてABLを組成するケースが多い（ヒアリング結果による）。そのような場合は「地域密着型金融」（リレーションシップバンキング）の一環でもあり、金融機関と企業との距離が近くなることは「モニタリング」の効果的な実施という観点からも望ましいと思われる。

神奈川県においても、食品加工関係企業のABL利用事例等において、「地域密着型金融」が良好に展開されているモデルケースと評価できるものが見受けられた（ヒアリング結果による）。企業の業績や地域社会との関係が良好で、ABLに対する経営陣の理解度が高いケースであると思われる。

なお、地方においては、近年大規模ソーラーパネルに対するABL組成がかなり増えている。広大な用地を安価で確保できるという条件が不可欠であり、横浜市のような都市圏にお

いてはこの前提を欠くと思われる（ヒアリング結果による）。

5. 今後の課題

（1）担保法理論とABL

債務者の「事業の継続」を前提に（基本的に）「実行を考えていない担保」が新しい担保として理解されるべきとする「生かす担保論」からは、ABLの意義は大きい（池田真朗「ABL等に見る動産・債権担保の展開と課題」『担保制度の現代的展開』所収）。

なお、ABLの「モニタリング」において、担保を提供し融資を受ける者（担保権設定者）の「担保価値維持義務」の観点から検討するアプローチが考えられる。この点に関しては、森田修「ABLの契約構造：在庫担保取引のグランドデザイン」金融法務事情 1959 号が非常に示唆に富むと思われる。この見解は、在庫担保の効力についての平時・保全・実行の3段階モデルとして理解するというような意欲的な提言を含め、貴重な検討作業と考える。

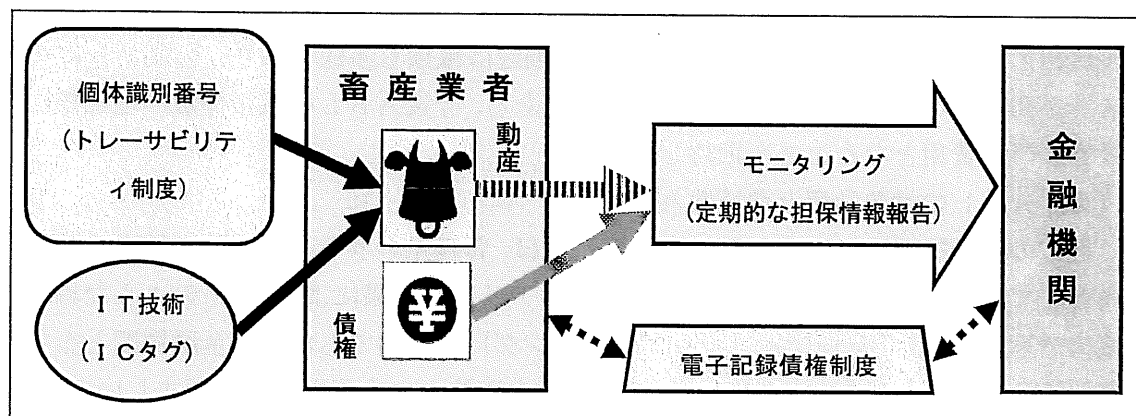
（2）「モニタリング」の精度向上に向けたトレーサビリティ制度とIT技術の活用

農業分野、特に畜産業におけるABL先進事例（秋田県の養豚業者が典型）では、IT技術の活用によって、家畜のICタグ情報を瞬時に読み取り個体を識別する先進的な担保物管理が実現されている。食品の流通ルートを明示する個体識別番号（トレーサビリティ制度）と連動できれば、リアルタイムの担保物管理が可能となり「モニタリング」精度も向上する。

なお、金融機関におけるABL融資の判断の際に、担保物の評価を行う評価会社の評価と融資を行う金融機関の融資判断とは制度的には必ずしも連動するものではないが、先進的な担保物管理の実現は融資判断の際に有利に働く可能性がある（ヒアリング結果による）。

なお、IT化により、ABLの重要な対象である売掛金債権の「電子記録債権」としての活用が予測され、企業取引基盤の根本的な変動が予想される。

以上のような課題については、今後、科研費による研究等を通じて引き続き検討を行う予定である。なお、畜産ABLの先進例をイメージすると下図のような流れとなる。



（謝 辞）

本研究では、神奈川県や他県における取組事例の調査を手掛かりにして、農林水産分野におけるABL（動産・債権担保融資）の展開と担保法の課題について考察を行ったものであるが、幸運にも、科研費を得て、研究をさらに進めることができることとなった。ヒアリング等に協力いただいた神奈川県内等の金融機関や企業関係各位と貴重な機会を提供いただいた（財）横浜学術教育振興財団に対して深く感謝する次第である。

力触覚代替技術に基づく低負担・高機能な盲人安全杖の実現

慶應義塾大学理工学部助教

野崎 貴裕

(研究目的)

視覚障害者は盲人安全杖と呼ばれる白い杖を路面に接触させることで、周囲情報を収集し歩行を行っている。杖を介し手元に伝わる力触覚は、安全の確保や路面状況の把握などに欠かすことのできない情報であり、視覚障害者の歩行を根底から支えている。しかし、杖先端を路面上でスライドさせ続けるという動作は使用者にとって大きな負担であるばかりか、確実な安全確保と詳細な路面状況把握には不十分である。したがって、世界的な少子高齢化の進行と、それにともなう視覚障害者増加を背景に、新たな盲人安全杖の実現が社会的に要請されている。本研究の目的は、応募者が世界で初めて開発に成功した「接触動作により生じる力触覚をモーションインピーダンスによって基本三要素に分解記述し、他の部位で再現する」という独創的手法を援用し、低負担かつ高機能な盲人安全杖を実現することである。具体的には後述する二つの小目的を設定し、視覚障害者の歩行支援システム実現に取り組む。

A. 力触覚伝達機能付き自動スライド型盲人安全杖の開発

B. 力触覚増幅理論による鮮明な路面状況の提示。

(研究方法)

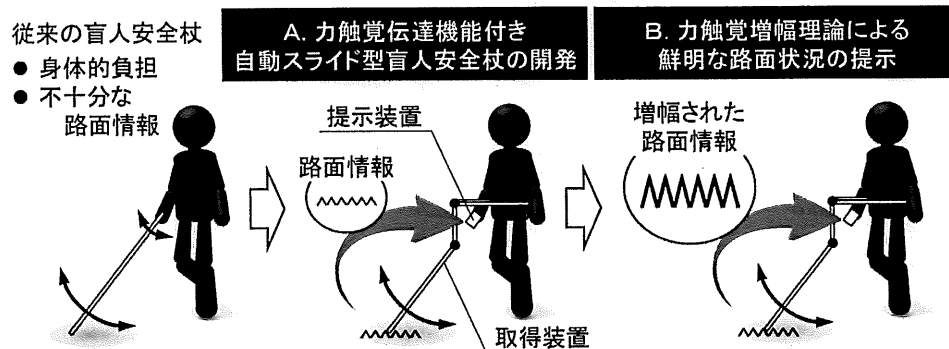


図1 研究概要

本研究期間では、従来杖を振り続けることでしか得られなかった路面情報を、自動で取得・提示する新たな盲人安全杖の開発をおこなう。また、力触覚を増幅伝達する理論を確立し、より鮮明な路面状況の提示を可能にする（図1参照）。研究目的を確実に達成するため、本研究では一年間の研究全体を二つの小計画に分割。各計画に小目的を設定し、これらを順次達成することで研究を完遂する（図2参照）。

	平成26年度							
研究期間	【前期】研究計画 A				【後期】研究計画 B			
月	8	9	10	11	12	1	2	3
キーマイル ストーン			路面情報取得装置 開発完了	路面情報提示装置 開発完了	杖の スライド パターン決定			力触覚増幅理論の 確立
取得装置開発	△	○						
提示装置開発	△			○				
パターン決定			△		○			
力触覚増幅					△			○

図2 研究計画

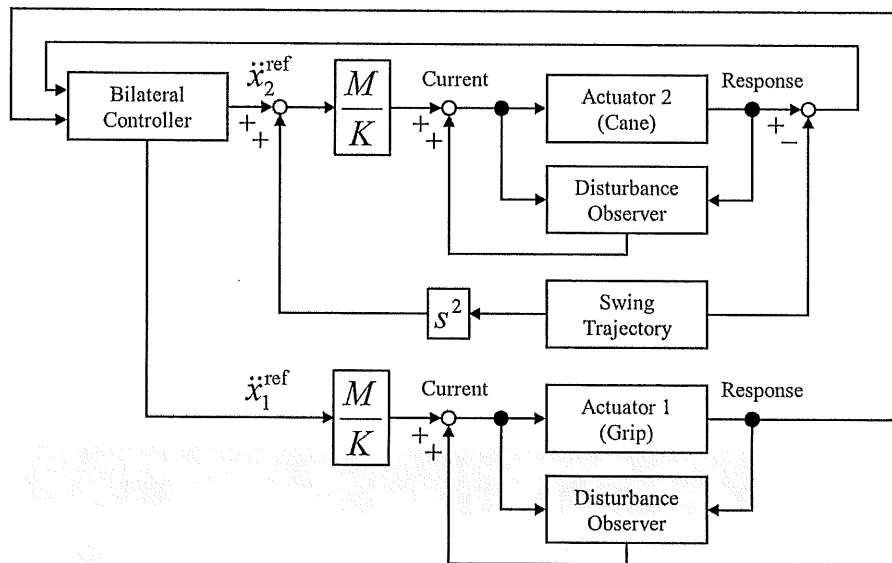


図3 システム構成

研究計画A. 力触覚伝達機能付き自動スライド型盲人安全杖の開発

路面情報を適切に抽出するためには、杖先端が常に路面に接し、かつ、歩行の妨げとならないことが要求される。研究計画Aではこれら条件を満たす路面情報取得装置の開発に取り組む。また、これと平行して、使用者の身体的負担とグリップ性を考慮した路面情報提示装置の開発を遂行する。

研究計画B. 力触覚増幅理論による鮮明な路面状況の提示

従来の盲人安全杖使用時の動作パターンを解析することで、研究計画Aで開発した路面情報取得装置の自動スライドパターンを決定する。実用上では主に「コンスタントタッチテクニック」と「タッチテクニック」の使用が想定される。さらに、路面情報を拡大提示する力触覚増幅理論の確立を目指す。路面の凹凸情報を拡大する位置スケーリング技術や操作感を軽くするカスケーリング技術などの導入を行う。

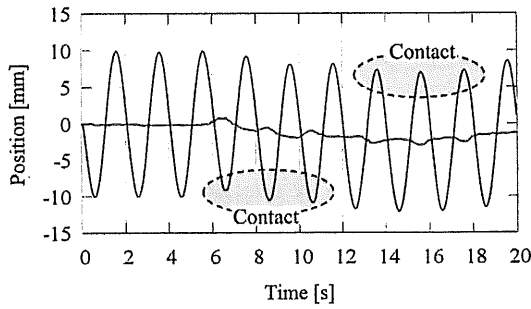


図4 左右で接触(位置応答)

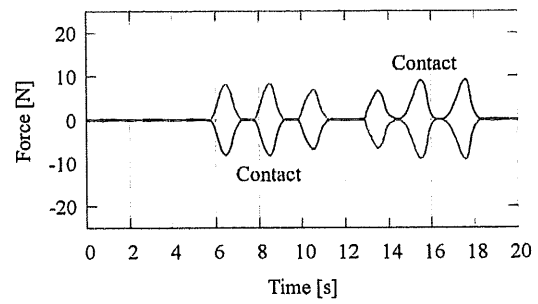


図5 左右で接触(力応答)

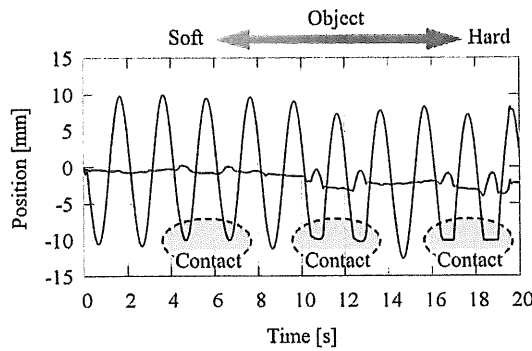


図6 3種類の物体との接触(位置応答)

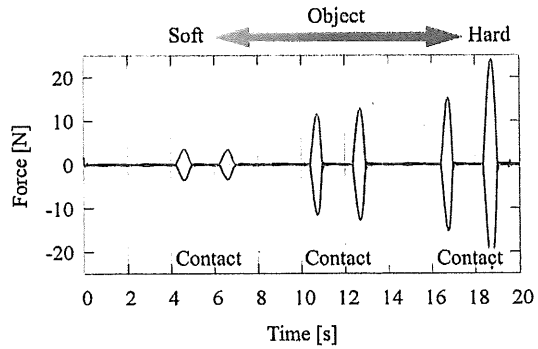


図7 3種類の物体との接触(力応答)

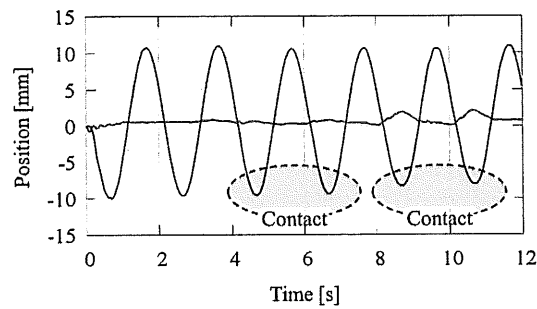


図8 スケーリング(位置応答)

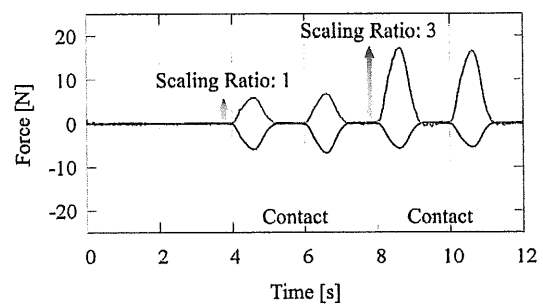


図9 スケーリング(力応答)

(結 果)

図3に本研究で開発した盲人安全杖の制御システム概要を示す。本装置は路面情報を取得する杖部(Actuator 1)と、使用者に路面情報を提示するグリップ部(Actuator 2)とで構成されている。各アクチュエータにはロバスト性向上のため外乱オブザーバが実装されており、位置および力の応答値は加速度規範型双方向制御器に入力される。制御器では路面情報伝達のための加速度参照値が算出される。ここで、 x は位置を表し、 s はラプラス演算子、上付き文字 ref は参照値を意味する。各加速度参照値に、慣性の公称値を乗じ推力定数で除することで、電流値が求められ、これが各アクチュエータに与えられる。スライドパターンの軌道(Swing Trajectory)は杖部のアクチュエータに加速度次元で与えられるとともに、応答値から減算され、これにより自動スイング動作が実現される。

図4から図9に本装置に関する原理検証の結果を示す。本実験では2台のリニアアクチュエータを杖部およびグリップ部とみなし実験を行った。黒線は杖部の応答を示し、もう一方の線はグリップ部の応答を示している。

図4および図5の実験では杖部と段差との接触を行った。杖部は約6秒から約11秒にかけて左側（図上では負方向）に存在する路面上の段差に接触しており、約13秒から約18秒にかけて右側（図上では正方向）に存在する路面上の段差に接触している。まず、図4より、使用者がグリップ部を振ることなく、杖部のスイング動作が自動的に実現されていることが確認される。また、図5より、左側接触時および右側接触時の両ケースにおいて、段差との接触の際の力触覚情報がグリップ部に伝達されていることが確認できる。

図6および図7の実験では、硬さが異なる3種類の物体との接触実験をおこなった。本実験ではスポンジ、発泡スチロール、アルミ片の3種類の物体を、路面環境とみだてて実験を行った。これらの物体の中では、スポンジが最もやわらかく、アルミ片が最も硬い。本実験においては接触物体を徐々に硬いものに交換し、その応答を測定した。具体的には、約4秒から約7秒にかけては1種類目の物体（スポンジ）との接触を行い、約10秒から約13秒にかけては2種類目の物体（発泡スチロール）との接触、約16秒から約19秒にかけては3種類目の物体（アルミ片）との接触を行った。図6および図7より、接触時における手元への路面情報提示が達成されていることがわかる。また、接触物体の硬さに応じて手元に伝わる力が異なっていることから、単なる“接触の提示”ではなく“接触物体の提示（硬さの提示）”が達成されていることが確認できる。

図8および図9の実験では、力のスケーリング機能についての実験を行った。本実験では同一の物体に対し、約4秒から約7秒にかけて2回、約8秒から約11秒にかけて2回接触を行った。また、この際、約4秒から約7秒にかけては力のスケーリング機能を用いず（倍率1倍）、約8秒から約11秒にかけては力のスケーリング機能を用いた（倍率3倍）。図9より、同一物体と接触しているにもかかわらず、手元に伝わる力が増幅され、より鮮明な力触覚が伝達されていることが確認できる。

（成果・考察） 等

本研究では、使用者の負担軽減を目的として、新たな盲人安全杖の開発をおこなった。開発した制御システムと盲人安全杖によって、杖部の自動スイングと手元への路面情報提示との両立を実現するとともに、手元に伝わる力の拡大を達成した。今後は携帯性の観点から、バッテリーやモータを含むシステム全体の小型軽量化が必要である。

第一原理バンド計算を用いた 有機超伝導体の有効模型構築と物性解析

神奈川大学工学部物理学教室 特別助教
相澤 啓仁

(研究目的)

本研究で注目する擬一次元有機超伝導体(TMTSF)₂ClO₄では、新奇超伝導状態の可能性が報告されている。多くの超伝導状態は反平行スピンのクーパー対を形成したスピン一重項超伝導として起こる。しかし、この物質では平行スピンのスピン三重項超伝導やクーパー対の重心運動量が有限となるFulde-Ferrell-Larkin-Ovchinnikov (FFLO) 超伝導状態の可能性などが指摘されている。このような超伝導を示す物質は数種類しか発見されておらず、その発見機構の解明は物性物理学の重要な課題のひとつである。最近、有機導体(TMTSF)₂ClO₄の角度分解比熱測定が行われ、超伝導ギャップの異方性について詳細な実験が報告された。この測定結果の解析ではフェルミ面の形状が重要になってくる。近年の技術発展によって測定精度は以前より向上しており、より正確な電子バンド構造に基づく解析が望まれる。

本研究の対象物質群(TMTSF)₂X (X= PF₆, ClO₄等)では、常圧低温下でスピン密度波(SDW)状態となり、加圧することで超伝導が現れる。このように、磁気秩序状態と隣接した超伝導状態は、銅酸化物超伝導体や鉄元素系超伝導体など複数の物質でも発見されている。このような物質では、電子相関に起因した興味深い現象が報告されており、理論・実験を問わず活発な研究対象になっている。

以上を背景として本研究では、第一原理バンド計算による有機導体(TMTSF)₂ClO₄のバンド構造と一電子有効模型を導出する。次に、得られた模型に電子相関効果を考慮し、磁気的性質や超伝導状態の解析を行う。これにより、対象物質の超伝導状態やその発見機構について知見を得ることが目的である。

(研究方法)

本研究計画の前半では、第一原理計算により有機導体(TMTSF)₂ClO₄のバンド構造と有効模型を非経験的に導出した。バンド構造は2種類の第一原理バンド計算パッケージを用いて求め、得られた結果の比較をしつつ進めた。使用したパッケージの一方は全電子法に基づくWIEN2k、もう一方は擬ポテンシャル法に基づくPWscfである。第一原理計算の結果から、wannier90プログラムを用いて最局在ワニエ軌道を計算し、フェルミ準位近傍のバンド構造を再現する一電子有効模型を導出した。上記の方法により、対象物質の結晶構造を入力値として、バンド構造や有効模型を非経験的に導出した。

次に、第一原理計算で扱うのが困難な電子間斥力相互作用を一電子有効模型に導入し、電子相関効果の影響を解析した。電子間相互作用は、同一TMTSF分子上に2つの電子が来た時に

生じる相互作用(オン・サイト相互作用)として考慮した。これにより生じる電子相関効果をTPSC(=Two-Particle Self-Consistent, 二粒子自己無撞着)法により扱った。電子相関効果が考慮された電子状態を用いて磁氣的性質を調べた後、超伝導状態の解析を行った。

(結果と考察)

1. バンド構造と有効模型の導出

有機導体(TMTSF)₂ClO₄は徐冷により約24Kでアニオン秩序化が起こる。これにより単位格子内に4個のTMTSF分子を持った結晶構造となる。超伝導転移は、徐冷でアニオン秩序化した結晶構造の時、約1Kで起こることが実験的に示されている。本研究では超伝導状態の解析を目的としているので、対象物質がアニオン秩序化している常圧下の7Kで解析された構造データを用いて、第一原理バンド計算を行った。第一原理計算の結果を図1に示す。2つの第一原理計算法の結果(WIEN2kとPWscf)は、0eVに取られたフェルミ準位から数eV離れた部分でもよく一致しており、妥当な結果が得られていると考えられる。物性に重要な寄与をするフェルミ準位近傍では、4つのバンド構造が他のバンド構造から孤立している。これは単位格子内に4個のTMTSF分子が存在することを反映したもので、1TMTSF分子を1サイトとみなす有効模型が妥当であると考えられる。これを踏まえ、各TMTSF分子上の最局在ワニエ軌道を計算し、それを用いて一電子有効模型を導出した。得られた模型のバンド構造は、図1の実線のように第一原理バンド構造をよく再現した。このことから、フェルミ準位近傍を十分記述できる有効模型が得られたと考える。

第一原理計算で得られたフェルミ面を図2に示す。対象物質の三次元性が非常に小さいことを反映して、4枚の面状のフェルミ面はZ方向の依存性がほぼ見られない。さらに、対象物質の擬一次元性に起因して、Y方向に非連結なフェルミ面が得られた。また、分子軌道法による先行研究では各フェルミ面は離れているという報告があった。しかし、本研究では、一方の2つのフェルミ面はある波数で非常に接近していることが明らかにされた。

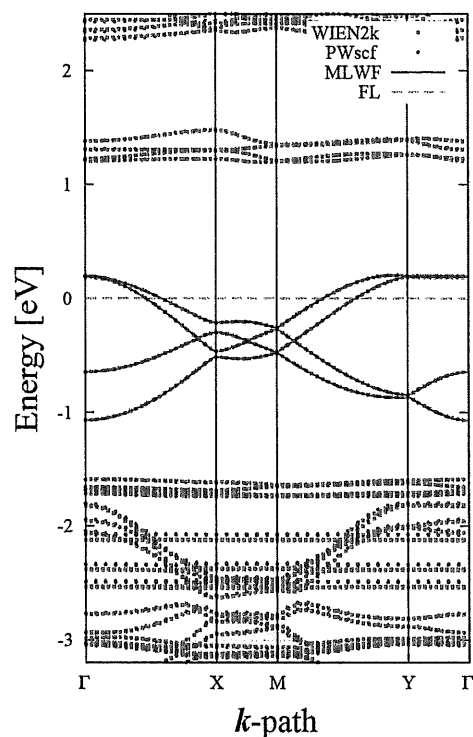


図 1: 第一原理バンド計算によるバンド構造(点線)と最局在ワニエ軌道による一電子有効模型によるバンド構造(実線)。ただし、フェルミ準位(破線)を 0eV としている。

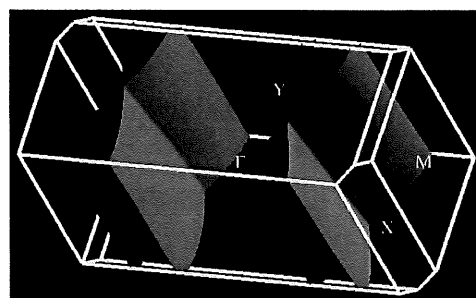


図 2: 第一原理バンド計算で得られたフェルミ面。

2. 電子相関効果と超伝導の解析

最局在ワニエ軌道により得られた一電子有効模型にTPSC法を用いて電子相関効果を導入し、スピン感受率や非従来型発現機構による超伝導状態の解析を行った。第一ブリルアン・ゾーンのフェルミ面を図3 (a) に示す。ブリルアン・ゾーン端は波数 $k=\pi$ に対応するので、フェルミ面近傍の波数 $|k_F|$ は約 $\pi/2$ となる。また図3 (a) の矢印はフェルミ面のネスティング・ベクトルを表す。このベクトルは、フェルミ面のある部分が別の部分とよく重なる波数ベクトルに対応し、電子相関効果が強い系では、この波数に対応した空間変調を持つ磁気秩序などが起こりやすくなる。図3 (b) は、温度 $T=0.0025\text{eV}$ (約25K)、 オン・サイト相互作用 $U_0=1.3\text{eV}$ (バンド幅 $W=1.26\text{eV}$ と同程度)とした時のスピン感受率である。最大値がブリルアン・ゾーン端にあることから、 $k_x=\pm\pi$ の空間変調を持つスピン秩序状態が起こりやすいことが示された。これはフェルミ面のネスティング・ベクトル(図中の矢印)に対応した波数になっており、対象物質群の実験で報告されている $2k_F$ の空間変調を持つSDW状態とも整合する結果である。

同様の温度 $T=0.0025\text{eV}$ 、 オン・サイト相互作用 $U_0=1.3\text{eV}$ での超伝導ギャップ関数の結果を図3 (c) と (d) に示す。図3 (c) は外側のフェルミ面に対する超伝導ギャップを表し、フェルミ面上のほぼ全域で正の超伝導ギャップが開いている。一方、図3 (d) は内側のフェルミ面に対する超伝導ギャップで、こちらではフェルミ面上で負の超伝導ギャップが開いている。この結果は、対象物質の超伝導状態として、異なる軌道に起源を持つフェルミ面間で符号変化する超伝導ギャップが実現し得ることを示している。実験的にも超伝導ギャップが異方的であるという報告があり、これらの対応関係は今後の課題として興味深いものと考ええる。

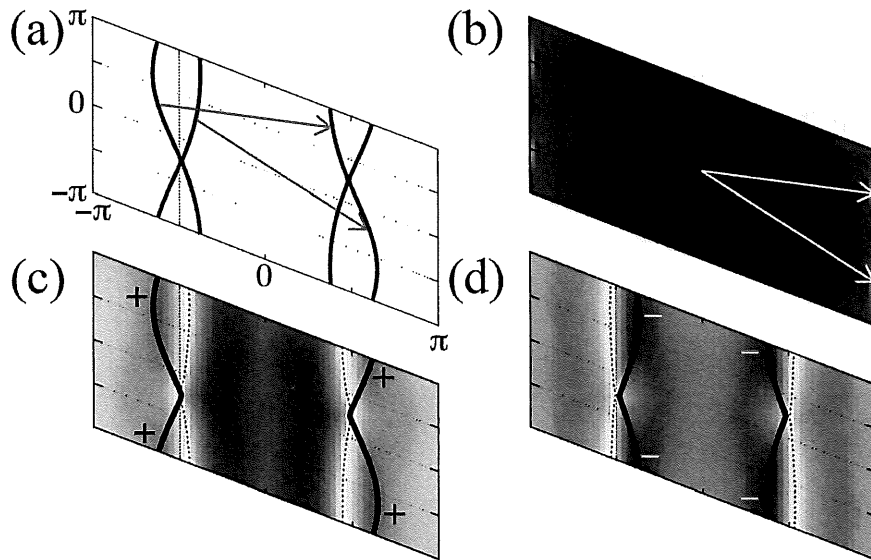


図 3 : 有効模型に電子相関を考慮した計算結果; (a)フェルミ面(曲線)とネスティング・ベクトル(矢印)、(b)スピン感受率、(c)外側と(d)内側のフェルミ面の超伝導ギャップ、ただし実線はフェルミ面、破線は超伝導ギャップのノードを表す。

以上から本研究では、擬一次元有機超伝導体 $(\text{TMTSF})_2\text{ClO}_4$ のバンド構造や物性について以下の知見が得られた。

- 第一原理計算による電子バンド構造の導出
- 最局在ワニエ軌道を用いた計算によるフェルミ準位近傍の一電子有効モデルの導出
- 有機導体のモデルに対するTPSC法を用いた電子相関効果の考慮
- 対象物質群の実験で報告されている $2k_F$ -SDW状態と整合するスピン感受率のピーク
- 異なる軌道に起因するフェルミ面間で符号変化する超伝導異方性

(謝辞)

本研究の一部は、公益財団法人横浜学術教育振興財団の研究助成を受けて行われました。この場を借りて、お礼申し上げます。

(成果)

学会・国際会議等発表(計4件)

1. H. Aizawa and K. Kuroki, “An effective model of organic conductor $(\text{TMTSF})_2\text{ClO}_4$ derived from maximally localized Wannier orbitals and its analysis of the superconducting state”, The 11th International Conference on Materials and Mechanisms of Superconductivity (M^2S 2015), to be accepted for presentation, 23–28 August 2015, Geneva (Switzerland).
2. 相澤啓仁, 黒木和彦, “擬一次元有機導体の超伝導対称性とアニオン・ポテンシャルの関係”, 京都大学基礎物理学研究所研究会「多自由度と相関効果が生み出す超伝導の新潮流 ～BCSからBECまで～」, P01, 2015年6月9日, 京都大学.
3. 相澤啓仁, 黒木和彦, “有機導体 $(\text{TMTSF})_2\text{ClO}_4$ の最局在ワニエ軌道による有効モデル導出と超伝導状態の解析”, 日本物理学会 第70回年次大会, 21aAS-4, 2015年3月21日, 早稲田大学.
4. 相澤啓仁, 黒木和彦, “有機導体 $(\text{TMTSF})_2\text{ClO}_4$ の最局在ワニエ軌道に基づく有効モデルを用いた超伝導対称性の解析”, 日本物理学会 2014年秋季大会, 9aBG-12, 2014年9月9日, 中部大学.